

平成18年（行ウ）第703号

第4次日韓会談本会議議事録一部不開決定処分取消等請求事件

原告 吉澤文寿外9名

被告 国

2007（平成19）年7月3日

原告準備書面（2）

東京地方裁判所民事第38部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

第1 はじめに

処分庁は、情報公開請求にかかる決定期限の特例を適用し、本件請求文書の大半について、開示請求から25か月後の2008（平成20）年5月26日までに開示するか否かの決定を行うとしている。

これにつき、被告は、なぜ処分庁が決定期限を2008（平成20）年5月26日と決めたのか、すなわち、なぜ決定を25か月後にしか出せないのか、また、なぜ25か月後なら決定が出せるのかについて、釈明を行うこととなっている。

原告は、被告の釈明を待って、不作為の違法確認に関する被告の主張（被告準備書面（1）の第5項（8頁以下））に対して反論を行う予定であるが、これを待たずに指摘ができる、被告の主張の不当性について先に指摘し、あわせて求釈明を行う。

第2 これまでの処分庁の対応

- 1 訴状第2・1で述べたとおり、原告らの情報公開請求に対する処分庁の対応は、概略以下のとおりであった。

原告らが、本件請求文書の開示請求をしたのは、2006（平成18）年4月25日である（甲1）。

これに対し、処分庁は、開示請求にかかる決定期限の特例を適用し、同年6月24日までに可能な部分（法11条で言うところの「相当な部分」）について開示決定等を行い、残りの部分については、2008（平成20）年5月26日までに開示決定等を行う旨通知した（甲2）。

ところが、処分庁は同年6月24日までには、何の開示決定も行わなかった。

これより遅れること約2か月、ようやく同年8月17日、一部についてだけ部分開示の決定をした（訴状添付の請求文書目録記載1から58のうち、「2

7」のさらにその一部) 甲3)。

この間、請求からおよそ4か月経過している。

原告らは、同年10月、この処分について異議を申立てしていたところ、処分庁は、2007(平成19)年3月28日、上記部分開示の処分を取り消し、部分開示の対象となっていた文書(僅か193頁)については、全て公開した(甲6から9)。

開示請求がなされてから11か月、部分開示決定がなされてから5か月が経過している。

2 訴状でも指摘したように、これらの手続経過には、次のとおり、明らかに違法な点がある。

- ① 情報公開法11条の明文に反し、開示請求から60日以内に、何らの開示決定等も行わなかった。
- ② 開示請求からおよそ4か月後に、ようやく一部の開示決定等を行ったが、「相当な部分」とは到底言えないごく少ない一部しか決定を行わなかった。
- ③ 開示決定等を行っていない、その余の部分についても、「相当の期間内」に開示決定等をしなければならないものの、請求から2年も後の期限を自ら設定してきた。

かかる対応からすると、2008(平成20)年5月26日までに全ての開示決定等を行うという処分庁の通知も、実際に実施されるのか大いに疑問がある。

平成15年度に国の行政機関で受け付けられた開示請求のうち、法11条の特例にしたがって60日以上後の期限を設定した事案が820件あるが、当該期限内に決定がなされなかった案件が18件も報告されている。そのうちの8割以上にあたる15件が外務省の案件である。13年度、14年度受付分については省庁別に報告されていないが、期限を徒過した件数が802件あるので、

外務省の案件も相当多数に上ると思われる。

このような実態を踏まえると、違法性の判断についても、2008年5月26日までに全ての開示決定等が行なわれるとする被告の主張を前提にしたまま議論を進めることは到底できない。

なお、このように60日以上後に設定した期限すら徒過する事案が多い実態に対し、『情報公開法の制度運用に関する検討会報告』（平成17年3月29日）も、「改善措置等」として、「開示請求者の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を連絡すること」とわざわざ言及している（甲11）。

第3 内部検討文書など存在しないこと

- 1 被告は、準備書面（1）において、不作為の違法確認の訴えに関して、未だに開示決定をしないことに合理的な理由がある旨説明している。

その中で、例えば、竹島問題に関する日本の対応ぶりに関する「内部検討の状況に言及した文書」があり、これを明らかにすると、今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（8頁）、また、「公表を前提としない率直なやり取りの記録が含まれている」ので、公開すると韓国との信頼関係が損なわれる（同）、と主張している。

さらに、北朝鮮との関係においても、韓国との間の請求権問題に関する、日本の「内部の検討状況に言及した文書」が存在するため、開示すると、北朝鮮との国交正常化交渉における立場を不利にするおそれがあると主張している（9頁）。

そして、かかる事実を裏付ける根拠として、審査会答申（乙4）を引用し、情報公開・個人情報保護審査会が、インカメラ審査を経た上で、交渉の詳細が克明に記載され、かつ、内容が機微に及んでいると指摘していることを挙げている。

2 しかし、まず、被告が端的に「内部検討文書」等と言わず、「内部検討の状況に言及した文書」と微妙な言い回しをしていることに着目すべきである。

原告らが開示請求をした本件請求文書は、日韓会談の各会議の会議録に限られず、各会談に関連した「すべての文書」、したがって、関連する内部検討文書が存在するのであればそのような文書も当然に含むものであるが（甲1）、当該請求に対応して被告が既に開示した第4次会談の議事録等を見ても、内部検討の状況そのものが記載された文書は全く存在しない。ほぼ全て、韓国との交渉の経過の記録および交渉の結果が記載された文書である。

被告は、手の内が明らかにされると我が国に不利益が生じる可能性があることを強調するため、韓国側にさえ明らかにしていない当時の日本側内部の検討状況が記載された文書があるかのように主張しているが、その真偽はきわめて疑わしい。せいぜいあるとしても、韓国との交渉の記録の中に、日本内部の検討状況に触れられているものがある程度に過ぎないと考えられる。つまり、これらは内部文書ではなく、交渉の記録に過ぎない。

乙4号証の審査会の事案がその証拠の1つである。乙4号証は、日韓会談のうち、第1, 2, 4, 5, 6, 7次日韓会談の請求権問題に関する文書の開示請求に関する答申である。審査会は、同文書を実際に見分したうえ、「当審査会において、本件対象文書の保管状況を見分したところ、外務省においては、昭和27年から昭和40年までの日韓間の請求権問題に係る交渉の議事録等がまとめて一連のファイルにとじられた状態で保管されており、別紙Iに掲げる文書が項目ごとに時系列に従って整然と編てつされてい[る]」とし（乙4、5頁）、時系列にしたがって整然と編てつされているのが「別紙I」に掲げる文書であると特定している。この「別紙I」に掲げられている文書は、ほぼ例外なく議事録や議事要旨であって、内部の検討状況そのものを記した文書は基本的に存在していないのである。

なお、これらの議事録及び議事要旨は、すでに韓国において、全面公開され、何人も閲覧・謄写することができるのであり、処分庁において、時間をかけて、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」か否かを、改めて判断する必要がないことはいうまでもない。

- 3 さらに、被告は、未だ開示決定をしない文書には、外国との交渉上、開示すると我が国に不利益が生じるものが含まれていることを強調し、さもそのような文書が大量にあるかのように主張しているが、被告が主張するような、内容が機微に渡るような文書は、第4次会談の記録を見る範囲では、全く存在せず、他の会談においても同様に存在しないと考えられる。

被告は、本来は存在しないか、あるいはごく一部に内容が機微に渡る文面があるとし（そのことを原告が認める趣旨ではない）、さもそれが請求文書全体に満遍なくちりばめられているかのような不適切な主張を行っている可能性がある。

第5 求釈明

前項までの検討を踏まえ、被告に対し、次の事項について釈明を求める。

- 1 未だ開示決定をしていない文書について、各文書の表題を明らかにして、そのうち、どの文書が「内部検討の状況に言及した文書」に該当するのか明らかにされたい。また、どの文書が「公開を前提としない率直なやり取りの記録」に該当するのか明らかにされたい。
- 2 韓国政府が、2005年に韓日協定外交文書を全面開示するに先立ち、あるいは全面開示の後に、日本政府に対し、全面開示を行う、あるいは行った旨の通告があったか。あった場合、それに対し、日本政府は、どのように対応したか。
- 3 （2において通告がなかった場合）日本政府が、韓国政府による2005年

の韓日協定外交文書の全面公開を知ったのはいつか。日本政府は、かかる事実を知った時以降に、韓国政府に対して正式な抗議等を行ったか。

- 4 韓国政府が、2005年に韓日協定外交文書を全面公開したことによって、日本政府との間において、「信頼関係がそこなわれ(た)」事実があるか。あるとすれば、あると考える具体的な根拠あるいは事象を明らかにされたい。
- 5 検討会の「改善措置等」に従い、開示決定等を行っていない文書について、現時点における、「事案処理の進行状況と見通し等」を、2008(平成20)年5月26日までの処理スケジュールを作成して明らかにされたい。

以 上



平成18年(行ウ)第703号・平成19年(行ウ)第431号

原告 吉澤文寿外9名

被告 国

2007年7月10日

証拠説明書(3)

東京地方裁判所民事第38部2係A 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

甲号証 番号	標 題 (原本・写しの別)		作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
11	情報公開の制度 運営に関する検 討会報告 (抜粋)	写し	情報公開の 制度運営に 関する検討 会 2005年 (平成17 年) 3月2 9日	<p>報告の表紙、目次、報告本文1頁から58頁まで、資料編の抜粋207頁から222頁までである。資料編の抜粋は、「IV 開示請求から実施までの手続」の「C 開示決定」である。</p> <p>平成15年度に国の行政機関で受け付けられた開示請求のうち、法11条の特例にしたがって60日以上後の期限を設定した事案が820件あるが、当該期限内に決定がなされなかった案件が18件報告されており、そのうちの8割以上にあたる15件が外務省の案件であること(216～217頁:特定規定を適用した事案が多い省庁における年度別適用件数、「相当の期間」の遵守状況)、報告が、「改善措置等」として、「開示請求者の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を連絡すること」とわざわざ言及していること(26頁)等。</p>

平成18年（行ウ）第703号

第4次日韓会談本会議議事録一部不開決定処分取消等請求事件

原告 吉澤文寿外9名

被告 国

訴えの変更申立書

東京地方裁判所民事第38部 御中

2007年7月3日

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

原告は、頭書の事件の請求の趣旨第1項について、行政事件訴訟法21条1項に基づき、被告国に対する損害賠償請求に変更する申立を行う。

記

第1 変更後の請求の趣旨

訴状請求の趣旨第1項を、以下のとおり変更する。

- 1 被告は、原告らに対し、1人当たり金1万円を支払え

第2 訴えの変更の理由

1 処分庁（外務大臣麻生太郎）は、原告の処分庁に対する日韓会談文書の情報公開請求について、そのうち第4次日韓会談本会議会議録（第10回及び15回を除く。）の一部不開示決定処分（本件処分）を行った。しかし、原告らの本件処分に対する異議申立を受けて、処分庁は、本件処分を取消し、あらためて、同会議録の全面開示決定処分を行った。そこで、本件訴訟における本件処分は取り消された状態にある。

さて、情報公開訴訟では、訴訟進行中に、不開示決定処分が処分庁によって取り消され、対象文書の開示がなされることが多々あり、今回の処分庁の開示もこれと同様である。原告が、このまま取消訴訟についての請求を維持すれば、訴訟要件を欠いているため、本案審理に入ることができず、処分の違法性が判断されることなく、判決主文においては、訴えは却下すなわちその限りにおいて被告の勝訴という結果を招来することとなる。しかし、それでは、処分庁の当初の不開示決定処分の違法性は、何ら明らかにされることはなく、取消訴訟によってその目的を達することはできなくなる。

これに加えて、訴えの変更は、本件訴訟の訴訟資料を利用できる審理上の便宜も存在する。

したがって、本訴えの変更は、変更することが相当であると認められる場合に

該当する。

- 2 また、1記載のとおり、本訴えの変更は、従前の取消訴訟で達成しようとしていた権利利益の救済と同一基盤に立つ他の請求への変更であり、請求の基礎に変更はない。
- 3 以上のとおり、原告は、本件処分決定時点における本件処分が違法であったことについて、損害賠償請求へ訴えを変更し、その違法性を争う。

第3 被告の国家賠償責任

被告は、以下詳述するとおり、原告らに対し、国家賠償責任を負う。

1 原告らの開示請求と処分庁の対応及び一部不開示決定処分

訴状記載のとおり、原告らの処分庁に対する情報公開請求と処分庁の対応の経過は、以下のとおりである。

- (1) 原告らは、2006年（平成18年）4月25日、処分庁に対し、情報公開法に基づき、本件請求文書の開示を請求した（甲1）。
- (2) 処分庁は、原告らに対し、同年5月25日、「開示請求に係る決定期限の特例の適用について」と題する書面を送付し（甲2）、情報公開法11条に基づき、行政文書の開示請求に係る決定の期限の特例を適用するとし、新たな開示決定等の期限として、「平成18年06月24日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成20年05月26日までに開示決定等を行う予定」とした（甲2）。
- (3) しかし、決定期限である6月24日にも、処分庁は何らの決定処分を行わず、原告らの度重なる督促後、ようやく2006年8月17日になって、本件請求文書のうち、第4次日韓会談本会議議事録（第1回から第9回まで）及び同再開本会議議事録（第1回から第4回まで。まとめて「本件文書」。）について、その一部を不開示とする本件処分をした（甲3）。

本件処分の理由として、処分庁は、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」との理由をあげていた。

2 原告らの処分庁に対する異議申立

(1) 原告らは、会談の相手国であった韓国において、2005年、本件文書に対応する韓日協定外交文書が全面開示されていたため、韓国の第4次日韓会談本会議議事録を検討した。すると、そこに記載されている内容は、会議の出席者氏名、会議で使用する言語（韓国側は韓国語または英語、日本側は日本語または英語）、議事録の作成方法（双方の起草担当官が作成した後、次回会合時に提出して、双方の主席代表が確認する）、プレス・リリースの方法（双方が報道関係担当官を1名指名し、合同プレス・リリースを本会議の最後に首席代表の指示を受けた報道担当官が作成）、設置する委員会に関するやりとり（韓国側が設置する委員会を提案したところ、日本側が、まだ研究中であるとしてただちには回答をしなかったこと等）、次回会議の日程調整などであり、およそ不開示とされるべき内容ではないことが判明した。

(2) そこで、原告らは、同年10月2日、本件文書の一部不開示決定処分を取り消す決定を求め、処分庁に対し、異議申立をした（甲5）。

しかし、処分庁は、異議申立に対し、何らの決定も行わないため、原告らは、同年12月18日、本件訴訟を提起した。

(3) 原告らが、本件訴訟を提起しても、処分庁は、原告らの異議申立に対し、何ら決定を行わないでいた。しかし、本件訴訟の第1回口頭弁論期日である2007年（平成19年）3月6日、原告らが、法廷において、韓国において全面開示された文書（全94冊）を示し、原告らのうち3名の意見陳述をした後、突如、同年3月28日、処分庁は、本件処分を取り消し、不開示とした部分の全部を開示する決定をした（以下「3月28日決定」という。甲6、7）。原告らの本件請求文書の開示請求から3月28日決定に至るまでに約1年が経

過している。

3 処分庁の本案処分の違法性

(1) 3月28日決定は、その理由を、以下のとおり掲げている。

「原決定について再度検討した結果、以下の結論に至ったものである。

原決定において不開示とした部分については、これを公にしたとしても、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められるとまでは言えず、法5条3号の不開示情報には該当せず、開示しても差し支えないと判断するに至った。」

そして、4月2日、本文書が全面開示された（甲8の1ないし13）。

(2) 処分庁の本案処分は違法であった。すなわち、本案処分で一部不開示となった部分は、次のようなものであって、処分庁の決定書のごとく「再度検討」するまでもなく、一見するだけで、「公にしたとしても他国との交渉上不利益を被るおそれ」はないことが明らかである。

以下、3月28日決定で全面開示された甲8号証と、本案処分により一部不開示とされた甲4号証とを対比して、不開示とされた部分にいかなる内容が記載されていたのかを示す。なお、甲8号証において、線で囲った部分が、本案処分時には不開示とされながら、3月28日決定で開示された部分である。

ア 第4次日韓全面会談の本会議第一回会合（甲8の1、甲4の1と対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、会談出席者、議事要旨であった。議事要旨は、日本と韓国の代表の挨拶、出席者の紹介、次回会談開催日の調整、日本と韓国の新聞発表案の朗読、両国の了承であった（甲8の1・1～2頁）。そして、不開示とされていた別添は、議事次第、会談出席者、日本と韓国の代表の挨拶文（英文と和文）、着席表であった（甲8の1・5～19、21頁）。

イ 第4次日韓全面会談本会議第二回会合（甲8の2、甲4の2に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、開会の辞、会談の議題、会議用語（日本側は日本語又は英語、韓国側は韓国語又は英語）、通訳の用意、会議録の起草担当者の設置、英文での起草の決定、起草概要会議録の提出方法、報道関係担当官の設置、共同新聞発表の実施方法、韓国の分科委員会及び小委員会の設置の提案、日本の検討したい旨の回答であった（甲8の2・1～3頁）。そして、不開示とされていた別添は、会合の議事進行表、議題、暫定的な概要会議録、両国の起草担当者のイニシャルが入った英文の第二回概要会議録であった（甲8の2・4～6、10～17頁）。

ウ 第4次日韓全面会談本会議第三回会合（甲8の3、甲4の3に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、日本の分科委員会の設置に関する検討の猶予、韓国の了承と次回会談日程の提案、日本の会談日程の了承と日時の指定であった（甲8の3・1～2頁）。

エ 第4次日韓全面会談本会議第四回会合（甲8の4、甲4の4に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、第二回及び第三回の概要会議録（英文）の両国主席代表による確認、分科委員会の構成について検討中である旨の日本側の説明と韓国側の了承、次回会談日程の指定であった（甲8の4・1～2）。そして、不開示とされていた別添は、英文の第二回ないし第四回の概要議事録（第三回・第四回は両国の起草担当者のイニシャル入り）であった（甲8の4・3～6、8～9、13～16頁）。

オ 第4次日韓全面会談本会議第五回会合（甲8の5、甲4の5に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、第四回会合の概要録（英文）の両国主席代表による確認、分科委員会の構成について検討中である旨の日本側の説明と韓国側の了承、韓国代表団の遅

延が同代表団の立場を困難にするため、具体的議題の討議に入りたい旨が強調され、日本の代表が検討を促進する旨を述べたことであった（甲8の5・1～2頁）。そして、不開示とされていた別添は、英文の第四回及び第五回概要議事録（第五回は両国の起草担当者のイニシャル入り）であった（甲8の5・3～4、8～9頁）。

カ 第4次日韓全面会談本会議第六回会合（甲8の6、甲4の6に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、第五回会合概要会議録（英文）の両国主席代表による確認、日本の委員会及び小委員会の設立の提案と韓国の受諾、委員会の名称が日韓予備会談妥結の際の合意事項に変更を及ぼすものではない旨の日本代表の付言、委員会の議事が予備会談の際合意された事項を基礎とした運営の韓国代表の希望、次回会合の日時の指定であった（甲8の6・1～2頁）。不開示とされていた別添は、英文の第五回及び第六回会合概要会議録（第六回は両国の起草担当者のイニシャル入り）であった（甲8の6・3～4、8～10頁）。

キ 第4次日韓全面会談本会議第七回会合（甲8の7、甲4の7に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、第六回会合の概要会議録（英文）の両国主席代表による確認、委員会及び小委員会の委員の名簿の交換の延期、いずれの問題を先に採り上げるべきであるかの議論、次回会合の日時の決定であった（甲8の7・1～3）。不開示とされていた別添は、両国の起草担当者のイニシャルが入った英文の第六回及び第七回会合概要会議録（第七回は両国の起草担当者のイニシャル入り）であった（甲8の7・4～6、11～13頁）。

ク 第4次日韓全面会談本会議第八回会合（甲8の8、甲4の8に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、第七回会合概要会議録の確認の延期、委員会の議事手続の合意、いずれ

の委員会を最初で開催するか議論、委員会の委員の名簿の交換、次回会合の日の決定、委員会の会合日決定についての委員会への委任であった（甲8の8・1～4）。不開示とされていた別添は、委員会の委員の名簿、両国の起草担当者のイニシャルが入った英文の第八回会合概要会議録であった（甲8の8・5～11、14～16）。

ケ 第4次日韓全面会談本会議第九回会合（甲8の9、甲4の9に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、議事要旨であった。議事要旨は、第七回及び第八回会合概要会議録（英文）の確認、在日韓人の法的地位及び韓国請求権委員会の第一回会合の日時の決定であった（甲8の9・1～2頁。）そして、不開示とされていた別添は、英文の第七回ないし第九回会合概要会議録（第九回は両国の起草担当者のイニシャル入り）であった。

コ 第4次日韓全面会談再開本会議第1回会合（甲8の10、甲4の10に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、会談出席者、議事要旨であった。議事要旨は、日本と韓国の代表の挨拶、出席者の紹介、次回会談開催日の提案、新聞発表の担当者の指名であった（甲8の10・1～2頁）。不開示とされていた別添は、日本と韓国の代表の挨拶文（英文と和文）、出席者名簿、議事次第（和文と英文）、韓国側代表のプロフィール、分科委員会日本側名簿、着席表、両国の起草担当者のイニシャルが入った英文の再開本会議第1回概要会議録であった（甲8の10・3～14、21頁）。

サ 第4次日韓全面会談再開本会議第2回会合（甲8の11、甲4の11に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、会談出席者、議事要旨であった。議事要旨は、本会議第10回の概要会議録（英文）の確認、議事進行の手續の合意、韓国側の在日韓人の法的地位処遇の問題が優先的に解決されるべきであり、3つの問題（日本への永住定着を選ぶ人、大韓民国へ帰国する人、いずれも望まない人）があることの発言、日本主席代表の十分研究する旨の応

答、韓国側の法的地位委員会の速やかな開催の希望、開催前に十分な下相談をするために運営委員を出し Steering Committee をつくることの提案、相互送還に関する連絡委員会の開催の決定等であった（甲8の11・1～6）。そして、不開示とされていた別添は、英文の第10回会合概要会議録、韓国側代表の発言、日本側代表の発言であった（甲8の11・7～10、13～22）。

シ 第4次日韓全面会談再開本会議第3回会合（甲8の12、甲4の12に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、会談出席者、議事要旨であった。議事要旨は、本会議再開第1回会合の概要録（英文）の確認、在日韓人の問題を、日本にとどまるもの、韓国に帰るもの、その他のものの3つに分けて法的地位に関する委員会の議題とすることの日本側の同意、法的地位委員会の第1回会合の暫定的決定等であった（甲8の12・1～2）。そして、不開示とされていた別添は、英文の再開第1回会合概要会議録、日本代表の発言、日本代表の発言案であった（甲8の12・3～6、9～10）。

ス 第4次日韓全面会談再開本会議第4回会合（甲8の13、甲4の13に対応）

不開示とされていた部分は、会合の日時、場所、会談出席者、議事要旨であった。議事要旨は、第2回及び第3回の概要会議録の確認の延期、漁業委員会の主査の名前、法的地位委員会の他の委員会の開催を代表間で打ち合わせること等であった（甲8の13・1～3）。

(3) 上記アないしスの不開示とされていた部分は、韓国側で全面開示された会議録のとおり、いずれも、会議の出席者氏名、会議で使用する言語、議事録の作成方法、プレス・リリースの方法、設置する委員会に関するやりとり、次回会議の日程調整であって、実質的な中身の議論はなされておらず、本件文書の開示によって、交渉上不利益を被るおそれは全くない。

特に、着目すべきであるのは、別添に付されている英文の概要会議録である。英文の概要会議録は、両国で決定した起草の手續にしたがって（甲8の2）、

日本と韓国両国の会議録起草担当者が起草したうえイニシャルを付し、両国の主席代表がこれを確認している。すなわち、日本と韓国の会議録起草担当者は、一緒に起草する手続を採っていることがうかがわれ、また、両国代表がこれを確認し、了承しているのであるから、概要会議録はすべて、日本と韓国において、同じ文書が保有されていると考えられる。したがって、すでに、韓国において日韓会談の文書が全面公開されている以上、両国の起草担当者がイニシャルを付し、両国の代表が確認した概要会議録を不開示とする理由は見出せない。

- (4) 以上のとおり、本件文書には、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」情報は記載されておらず、本件文書を不開示とした処分庁の本件処分は違法であったし、本件文書が、情報公開法5条3号に該当しないことは、その記載から一見して明らかであった。それにもかかわらず、処分庁は、故意または少なくとも過失により、本件文書を一部不開示としたのである。
- (5) 原告らは、本件文書の開示請求時点において、情報公開法の手続にしたがって、適時に情報を開示される権利を有していたにもかかわらず、これを侵害され、精神的な苦痛を被った。その損害は、原告ら各人少なくとも金1万円をくだらない。したがって、原告らは、処分庁に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損賠賠償請求をする権利がある。

第4 よって、原告らは、第1記載の変更後の請求の趣旨のとおり、被告に対する本件処分の取消請求を、被告に対する損害賠償請求に変更する申立を行う。

以 上



情報公開法の制度運営に関する検討会

報 告

平成 17 年 3 月 29 日

目次

はじめに	1
第1章 全体的な状況	3
第2章 現状と問題点及び改善措置等	5
1 法目的	5
2 対象文書等	7
(1) 歴史的資料等	7
(2) 訴訟に関する書類	8
3 開示・不開示の範囲等	9
(1) 個人に関する情報	9
ア 個人識別型とプライバシー型	9
イ 公務員の氏名等	10
(2) 法人等に関する情報	11
(3) 国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報	12
ア 規定の趣旨と「相当の理由」	12
イ 一定期間後の公開	13
(4) 審議・検討等に関する情報及び事務事業に関する情報	13
ア 審議・検討等に関する情報	13
イ 事務事業に関する情報	14
(5) 部分開示	15
ア 不開示情報の単位のとらえ方	15
イ 情報の有意性	16
(6) 公益裁量開示	16
(7) 存否応答拒否	16
(8) 対象文書の不存在	18
ア 不存在を理由とする不開示決定の状況	18
イ 不存在を理由とする不開示決定の類型	18
4 開示請求から実施までの手続	21
(1) 請求時の窓口対応等	21
ア 対象文書の特定	21
イ 請求の単位	22
ウ 本人開示	23
エ 苦情・意見等への対応	23

(2) オンライン請求、権限又は事務の委任	24
ア オンライン請求	24
イ 権限又は事務の委任	24
(3) 開示決定等	25
ア 開示決定等の期限	25
イ 不開示決定に際しての理由付記の在り方	26
(4) 開示の実施の方法、手数料	27
ア 開示の実施の方法	27
イ 開示請求手数料及び実施手数料	28
5 不服申立て	29
(1) 審査会への諮問	29
(2) 審査会における調査審議	30
(3) 裁決・決定	31
6 情報公開訴訟	33
(1) 裁判管轄の在り方	33
(2) 訴訟における手続	34
ア インカメラ審理	34
イ ヴォーン・インデックス	35
7 行政文書等の管理	36
ア 情報公開と文書管理	36
イ 総合的な文書管理の必要性	36
8 情報提供施策	38
ア 行政機関による積極的な情報提供	38
イ 独立行政法人等の情報提供	39
ウ 審議会等の公開	39
9 行政機関等以外の情報公開	40
(1) 国会及び裁判所の情報公開	40
(2) 指定法人等の情報公開	40
検討経過	44
資料	
1 訴訟に関する書類に該当するか否かに係る答申例	45
2 公益裁量開示の例	46
3 存否応答拒否が妥当でないとされた答申例	47
4 各行政機関における権限及び事務の委任の状況	53
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	54

はじめに

情報公開法の制度運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の附則第 2 項において、「政府は、この法律の施行後 4 年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたことに基づき、13 年 4 月 1 日に施行された同法のこれまでの施行状況を踏まえて、その制度運営の在り方について有識者による専門的な検討を行うことを目的として開催された。

また、平成 14 年 10 月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）についても、その附則第 2 条において「政府は、行政機関情報公開法附則第 2 項の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされており、併せて検討を行うこととした。

検討会は、平成 16 年 4 月 27 日の初会合から 17 年 3 月 18 日までの間に計 12 回開催され、関係団体や行政機関からのヒアリングを経て広範多岐にわたる論点から個別論点の整理・分析を行い、改善を要する事項の洗い出しと改善措置の検討等を行った。また、この間、平成 16 年 5 月から 6 月には、総務省のホームページにおいて国民からの意見募集を行い 30 件の意見が寄せられた。

以下に記述するのは、以上の検討の結果の報告である。

（注）この報告における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

「独立行政法人等情報公開法」 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）

「情報公開法」 行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法

「情報公開法施行令」 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）

「行政機関」 行政機関情報公開法第 2 条第 1 項に規定する行政機関

「独立行政法人等」 独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等

「行政機関等」 行政機関及び独立行政法人等

「審査会」 情報公開審査会

（注）内閣府情報公開審査会であることを特に明記している場合を除き、内閣府情報公開審査会及び会計検査院情報公開審査会をいう。

「行政文書等」 行政機関情報公開法第 2 条第 2 項に規定する行政文書及び独立行政法人等情報公開法第 2 条第 2 項に規定する法人文書

第1章 全体的な状況

情報公開法制は、国民から信頼される公正で民主的な行政を実現するための基盤的な制度である。

我が国において、行政機関情報公開法が平成13年4月1日に施行され、まもなく4年が経過しようとしている。

この間、平成13年度においては48,670件、14年度は59,887件、15年度は73,348件の開示請求がなされており、開示請求件数は年ごとに増加してきている。

これらの開示請求に対し平成13年度には44,734件、14年度は59,203件、15年度は68,867件の開示決定等が行われており、このうち、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する決定は、13年度39,653件(88.6%)、14年度56,651件(95.7%)、15年度66,275件(96.2%)となっている。これら開示する決定がされたものの中には、各省庁間の協議文書や審議会の提出資料、会計書類などが含まれており、これまでほとんど公開されることがなかった情報が公開されるようになっている。

開示請求事案の処理状況を見ると、平成13年度から15年度までの3年間に行政機関が受け付けた開示請求事案のうち、約87%の事案は第10条第1項に定める開示決定等の期限(開示請求のあった日から30日)内に開示決定等が行われており、同条第2項による延長手続(最大60日以内)を採った事案は約10%となっている。なお、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第11条の開示決定等の期限の特例が設けられているが、この規定を適用した事案は約3%となっている。法施行の当初に大量の開示請求が集中したこと等から第11条を適用した事例が多くなった状況が見られるものの、おおむね、30日から60日で開示決定等が行われている。

しかし、所定の期限内で開示決定等が行われていない事例が一部に見られ、中には相当長期にわたって開示決定等が行われていないものも見られる。

平成13年度から15年度までの3年間に行政機関の長が行った計172,804件の開示決定等に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てが3,431件(13年度1,359件、14年度914件、15年度1,158件)なされている。関連する訴訟については69件(13年度15件、14年度39件、15年度15件)が提起されている。

一般に制度創設の直後は、各行政機関等における解釈・運用が安定しないなどのため、不服申立てや訴訟が多くなると考えられるが、第5条に規定する不開示情報の該当性等に係る行政機関の長の判断の妥当性について審査会や裁判所において争われた結果が蓄積されつつある。このような答申や判決の例は、個別具体の事案に即した判断の蓄積であり、開示・不開示の判断基準を含めて、情報公開法の今後の解釈・運用に当たって貴重な資産としての価値を有している。

なお、不服申立事案の処理については、不服申立てを受けた行政機関の長は第三者への意見照会等の必要な手続を経て速やかに審査会に諮問すべきとされているが、不服申立てを受けてから審査会に諮問されるまでに1年を超えるものがあるなど一部に

長期間を要しているものがある状況が見られる。

平成 14 年 10 月 1 日には、独立行政法人等情報公開法が施行された。独立行政法人等に対しても 1 年半で 11,388 件の開示請求があり、10,084 件の開示決定等がされているが、期限までに開示決定等がされなかった事例があるなど、行政機関と同様な状況が見られる。

情報公開法の施行の状況は、おおむね以上のとおりである。確かに、事案の処理に長期間を要しているもの等が一部に見られるものの、全体としては、次のように、公正で民主的な行政の実現のための基盤としての情報公開法の仕組みが定着し機能しつつあるものと考えられる。

- i) 情報公開法に基づく開示請求制度の活用と情報提供施策の推進に伴い、公開される行政文書や情報が質的にも量的にも拡充されてきている。
- ii) 情報公開法の制定を契機として、説明責任の考え方が社会全般において認識されるようになってきているが、同法の施行に伴って、行政機関等の職員の間においても、職務の遂行には必ず説明責任が伴うとの認識が着実に浸透しつつあることがうかがわれる。
- iii) 行政文書や情報の公開が行政運営の適正化を促す重要な契機の一つとなってきている。

当検討会は、情報公開法に定められている法施行 4 年後の見直し作業の一環としての検討を行い、摘出された問題点について所要の改善措置及び引き続き検討すべき課題を指摘している。本報告を踏まえ、政府において情報公開法の制度運営について実効性のある改善方策が速やかに採られるよう要請する。

また、情報公開法の制度運営の検討や見直しは今回で終わるものではない。政府においては、情報公開法制が実効的な制度として機能するよう、引き続き、情報公開法の制度運営の状況を把握していくことが重要である。その上で、今回の報告に基づく改善方策の成果、情報公開法制をめぐる諸制度の状況の変化等を踏まえ、本報告で引き続き検討すべきとした課題も含め、適切な時期に必要な見直しを行うことにより、より良い制度として発展させるよう努力する必要がある。

第2章 現状と問題点及び改善措置等

1 法目的

情報公開法第1条では、国民主権の理念にのっとり、開示請求権につき定めること等により、行政機関等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを法の目的として定めている。

「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」の文言で明示されている政府の「説明責任」の考え方は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）や行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）等の法令においても規定され、また、行政機関等の積極的な情報提供に係る施策の理念・目的とされる例も増えてきている。

目的規定の定め方については、「知る権利」の文言を用いることにより、条文の解釈・運用に当たって、原則公開の考え方が明確になるとの意見がある。

目的規定に「知る権利」の文言を用いることについては、立案時に多くの議論がなされたが、「知る権利」については、その内容・外延や憲法上の位置付けについて学説上様々な理解の仕方があり、また、請求権的な権利としての「知る権利」は最高裁の判例において認知されるに至っていないという状況等を考慮して、目的規定に用いられなかったものである。

情報公開法施行後の解釈・運用の状況を見ると、情報公開法に係る判決及び審査会の答申において、「知る権利」の文言の有無は、解釈の原理や立証責任の配分等との関係で必ずしも問題とはなっていないように見られる。

なお、都道府県及び政令指定都市の計60の情報公開条例を見ると、「知る権利」の文言を用いているのは53条例であり、そのうち、目的規定で用いているのは34条例である。それらの条例で用いられている「知る権利」の憲法上の位置付けは、「地方自治の本旨に基づく」とするもの以外、条文上必ずしも明確にされていないように見られる。また、「説明責任」を表す文言を用いているのは59条例であり、そのうち、目的規定で用いているのは53条例である。

諸外国の情報公開法制を見ると、目的規定について調査した30か国のうち、「知る権利」の文言を用いているのは、韓国1か国である。また、accountability（説明責任）の文言が用いられているのは、ニュージーランド、メキシコ、南アフリカ及びボスニア・ヘルツェゴビナの4か国である。

情報公開法上に「知る権利」の文言が用いられていないことは、情報公開法が「知る権利」を排除することを示すものではない。また、情報公開法において開示請求権という権利が規定され、原則公開の考え方で情報公開の仕組みがつけられたことは、「知る権利」をめぐる議論を深めるに当たって重要な要素であると言える。

政府の「説明責任」の考え方については、情報公開法の他にも各種の基本的な法

令に規定され、また、行政機関等の情報提供に係る施策の理念・目的とされるなど、浸透、定着しつつあるように見られる。

2 対象文書等

開示請求権制度の対象とする必要のない市販の書籍や歴史的資料等については、情報公開法上の行政文書等の定義から除かれている。

また、登記、特許、刑事訴訟手続等の制度においては、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、それぞれの法律において情報公開法の適用除外措置が設けられている。

現状では、ホームページ上で提供しているデータベースに蓄積された全情報、特定の事項の根拠となる法律の条文、ホームページに掲載されている規則や訓令など、容易に入手し得る情報についても開示請求する例が見られる。

また、所得税法等による公示制度に係る文書の写しの交付や、政治資金規正法等による閲覧文書の写しの交付を求めるなど、他の法令等において閲覧のみを可能とし複写を認めていない文書を情報公開法の開示請求により求める例も少なくない。

(1) 歴史的資料等

歴史的資料等は、公文書館、博物館、国立大学等の機関又は施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされ、原則として一般の利用に供する仕組みがあること等を前提に、情報公開法の対象である行政文書から除外されている。具体的には、独立行政法人国立公文書館、宮内庁書陵部、防衛庁防衛研究所図書館及び外務省外交史料館のほか、国立大学法人の附属図書館等が情報公開法施行令で規定され、又は総務大臣の指定を受けている。

これらの歴史的資料等の閲覧等については、個人情報保護（時限的）や資料汚損等の防止の観点から、当該機関又は施設の利用規則等により一定の利用制限が行われている。利用制限に係る個人情報等の範囲は、情報公開法上の不開示情報の規定の範囲内となっている。このような利用制限に係る情報については、例えば、個人情報等をいつまで不開示とする必要があるのか、遺族への配慮をどうすべきかなど、時の経過に伴う開示基準をどう考えるかという課題があるとされている。

また、歴史的資料等を保有している機関及び施設のほとんどは、一般の利用の制限に関して不服がある場合の救済の仕組みを設けていないが、独立行政法人国立公文書館では、その旨を館長に申し出ることができるという仕組みを独自に設けており、不服の申出があった場合は、館長が有識者による会議に諮った上で申出に係る回答をすることとされている。

なお、何が歴史的資料なのかという判断基準やその移管手続の問題については、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の報告書「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」（平成16年6月28日）において、中間書庫の整備、移管基準の明確化等が提言され、内閣府においてその具体化が推進されている。歴史的な資料を適切に保存する観点から、必要な措置が推進されることが望まれる。

歴史的資料等については、それらを保有している機関及び施設において、各機関

及び施設の性格や資料の性質に即し、適切な場合は、独立行政法人国立公文書館で実施されているような閲覧等の利用制限に対し不服を申し出ることのできる仕組みを導入すべきと考えられる。

(関連) 7「行政文書等の管理」

(2) 訴訟に関する書類

訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟法（昭和 23 年法律 131 号）の規定により、情報公開法の適用除外とされている。その理由は、(i)これらは刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、(ii)刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、(iii)典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることによる。

訴訟に関する書類には、確定後の刑事被告事件に係る訴訟の記録のほか、捜査中の刑事事件の捜査記録や不起訴記録等も含まれることとされている。具体的な文書が訴訟に関する書類に該当するか否かについては、これまで 10 件余りの答申により事案に即して判断が示されてきている（資料 1 参照）。

確定後の刑事被告事件に係る訴訟の記録のうち、保管記録及び再審保存記録については、刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づき、閲覧制度が設けられている。平成 14 年度においては、保管記録について 20,158 件の閲覧請求のうち 20,024 件（99.3%）が許可されている。謄写については、平成 14 年度において 19,185 件中 19,132 件（99.7%）が許可されており、運用で広く認められているものの、情報公開法と異なり謄写が制度として認められているものではない。保管記録及び再審保存記録の閲覧を拒否された場合における不服申立てについては、準抗告の手続によることとされている。

特に重要な事件の訴訟記録については、保存期間が満了した後も刑事参考資料として保存し、閲覧させることができるものとされている。実際の利用は少なく、平成 14 年度における閲覧請求は 2 件程度となっている。

不起訴記録は、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるなどのため原則非公開とされるが、平成 12 年及び 16 年の法務省刑事局長通知により、一定の要件を満たした場合には関係者に対し開示することとされている。平成 14 年度においては、受理した 2,343 件の閲覧（謄写）請求のうち 2,284 件（97.5%）が許可されている。不起訴記録については、開示手続に裁判所が関与しておらず、また、保管記録及び再審保存記録と異なり、不服を処理する仕組みはない。

訴訟に関する書類については、情報公開法の適用除外とされているが、刑事手続上の開示制度において十分な開示がなされることが望まれる。

3 開示・不開示の範囲等

不開示情報についての規定はできるだけ明確なものとするのが望ましいが、行政全般にわたって不開示情報を網羅することは極めて困難であり、一般法制としては概括的、抽象的な規定とならざるを得ない。このため、情報公開法では、事項による基準と定性的な基準とを組み合わせ、不開示情報の範囲をできるだけ明確かつ合理的に画することができるよう規定されている。

現在、情報公開法が施行されて約4年であるが、不開示情報に該当するか否か、存否応答拒否処分が妥当か否かなどについて審査会の答申や裁判所の判決が蓄積されてきている。開示・不開示の範囲等については、このような個別具体的な事案における解釈の積み重ねを踏まえることにより、制度の安定的な運用が行われるものと考えられる。

【「開示・不開示の範囲等」の論点を通じた改善措置等】

開示・不開示の範囲等に関する論点について検討を行った結果は、以下に述べるとおりである。

各論点についての改善措置等はそれぞれの箇所で指摘しているが、開示・不開示の範囲等に関する全論点を通じて、蓄積されつつある答申や判決を分析・整理し、各行政機関等における審査基準の一層の具体化を行うこと（以下「答申分析等による基準の具体化」という。）などにより、行政機関等において個別の事案に即して的確な解釈、判断が行われるようにしていくことが必要である。

(1) 個人に関する情報

ア 個人識別型とプライバシー型

個人に関する情報については、従来から、いわゆるプライバシー型（個人の私生活や権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定する方式）といわれる個人識別型（特定の個人を識別できる情報を原則として不開示とした上で保護する必要のない情報を不開示情報の範囲から除く方式）とが議論されてきた。情報公開法では、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益保護の重視、法律の運用の安定性、個人情報保護法制との整合性等の観点から個人識別型が用いられている。

地方公共団体の情報公開条例では、個人識別型を採っているものと、「他人に知られたくないと認められる情報」等を規定し、個人の権利利益保護への支障の有無等をその都度解釈、判断するプライバシー型を採るものが見られるが、どちらを採るかによって必ずしも大きな違いは認められないようである。

情報公開法では、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第5条第1号本文後段）との規定があることにより、不開示情報の範囲が若干広がっている面があり、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）を不開示情報の範囲から除くことによって、不開示情報の範囲が広がらないようにされている。

<個人識別性等>

情報公開法における「特定の個人を識別することができるもの」（第5条第1号本文）については、その情報自体では特定の個人を識別できなくても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものも含まれるため、照合する「他の情報」の範囲が問題となる。

一般的な場合には、照合する「他の情報」は「一般人」が入手できる情報に限るとする、いわゆる一般人基準が採用されている状況が見られる。

情報の性質・内容によっては、必ずしも一般人基準ではなく、特定の者が入手できる情報を照合範囲に含めて判断された例もある。一般人基準を採用した場合、特定の個人を識別することができるもまでは言えないもののなお保護が必要な情報については、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第5条第1号本文後段）に当てはめて当該情報を保護する例が多くなりつつある。

この「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かについては、答申において、情報の種類、地域、団体に属する人数等、個別具体の状況に応じて「個人の権利利益を害するおそれ」を判断した事例が蓄積されてきている。

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（第5条第1号ただし書ロ）に該当するものについても、少ないながら判決又は答申において医薬品副作用に関する情報や環境汚染に関する情報等の事例が見られる。

【改善措置等】

答申分析等による基準の具体化に際しては、個人識別型の規定の下で個人に関する情報について開示に支障のないものが不開示とされることなどがないよう留意する必要がある。

イ 公務員の氏名等

<職務遂行に係る公務員の氏名>

公務員がその職務において行った行為に係る情報について、情報公開法では、「個人に関する情報」に含まれるとした上で、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（第5条第1号ただし書ハ）を不開示情報の範囲から除外している。また、当該公務員の氏名については、公務員以外の者と同様に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）に該当する場合に開示するとされている。

しかし、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かについては、運用上、一般向けに発行されている職員録に氏名が記載された者であるか否か等を基準として判断されていることから、開示される範囲は各行政機関によって区々となっており、一般的に同様な事務に従事している職員であ

っても氏名が開示される場合とされない場合があるなどの不合理な状況が生じている。これに関連して、職務遂行に係る公務員の氏名については、私事にわたる場合を除き、原則公開とすべきと考えるとの意見があった。

＜行政運営上の懇談会等における発言者の氏名等＞

審議会等については、閣議決定により、委員の氏名を公表するとともに、会議又は議事録を原則公開することとされている。行政運営上の懇談会等についても、その性格に留意した上で、審議会等の公開に準じた措置を講じることとされている。

行政運営上の懇談会等の出席者の氏名の取扱いについては、懇談会等の性質、審議内容等に応じて対応されている状況にある。

しかし、行政運営上の懇談会等の議事録における発言者の氏名の取扱いについては、当該発言者が公務員か公務員以外の者かによって、開示・不開示の取扱いが異なるなどの不合理な状況が見られる。

【改善措置等】

公務員の氏名等の取扱いについては、次のような措置を講ずることにより、不合理な状況が生じないように是正を図る必要がある。

- i) 職務遂行に係る公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがない限り公開とする方向で統一した取扱方針を明らかにすること。
- ii) 行政運営上の懇談会等の発言者の氏名については、各会議の性格等に応じ、公務員の氏名に準じて原則公開する方向で統一すること。

(関連) 8ウ「審議会等の公開」

(2) 法人等に関する情報

＜法人の正当な利益等＞

情報公開法では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第5条第2号イ)を、不開示情報としている。

こうした「おそれ」の有無については、法人情報の性質や取扱いが多様であることから、個別具体の状況に応じて総合的に判断をせざるを得ない。法人の口座番号や代表者の印影等の内部管理情報については、広く知られ得る状態に置いているか、偽造などの悪用されるおそれがあるかなどが判断基準とされている。また、財務情報や企業のノウハウ情報など法人情報の性質に応じた判断基準が答申や判決により示され、蓄積されつつある。

また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(第5条第2号ただし書)に当たるとして、特定の血液製剤を納入した医療機関に関する情報を開示すべきとした答申が1件ある。

＜任意提供情報＞

情報公開法では、行政機関等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、そうした条件を付することが「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(第5条第2号ロ)を不開示情報とし

ている。

このいわゆる任意提供情報の要件については、行政機関等と法人等の合意による「情報隠し」等への濫用が懸念されていたところである。

答申では、「当時の状況等に照らして合理的である」かどうかについての判断要素として、行政改革委員会の「情報公開法要綱案の考え方」において示された公にしないことの慣行の有無が用いられている。

なお、一部の答申では、「当時の状況」に加えて、現在の時点で公にしないことの合理性について判断をしているものもある。この判断基準によると、諮問庁が情報公開法第5条第2号イ及びロの適用を主張する場合には、法人の「正当な利益を害するおそれ」（同号イ）の判断と「当時の状況等に照らして合理的である」（同号ロ）かの判断を重複又は連続して審査することとなる。不開示理由として同号イ及びロを同時に諮問庁が主張する事例は答申中に散見されるが、そのうち不開示が認められた事案においては、同号イの適用について優先して判断していると見られる場合が多い。

【改善措置等】

答申分析等による基準の具体化に際しては、不開示情報としての任意提供情報に当たるか否かの判断要素として、公にしないことの慣行の有無等の客観的要件が適切に用いられることとなるよう留意する必要がある。

(3) 国の安全等に関する情報及び公共の安全等に関する情報

ア 規定の趣旨と「相当の理由」

我が国の安全、他国等との信頼関係及び国際交渉上の利益の確保又は公共の安全と秩序の維持といった国民全体の基本的な利益を擁護することは国の重要な責務である。行政機関情報公開法第5条第3号及び第4号が、開示することによりこれら国民全体の基本的な利益の擁護に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を不開示情報としているのは、このためである。

これらの開示・不開示の判断には、行政機関の長による高度の政策的又は専門的・技術的な判断を要することから、第5条第3号及び第4号では「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定されている。「相当の理由」の内容については行政機関の長の判断を第一次的に尊重した上で、その判断が合理性を持つものとして許容されるかどうかを個別に判断するという趣旨である。

第5条の第3号及び第4号の規定については、このような趣旨から、第5号及び第6号と区別し、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものについてのみ、限定的に用いられるべきものと考えられる。

答申では、諮問庁が第3号又は第4号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。また、審査会では、第5条第3号及び第4号に関する情報であっても、迅速かつ的確な判断を行うため、争訟の対象である行政文書の内容を見分するいわゆるインカメラ審理の対象としており、実際にもかなり活用されている。

【改善措置等】

答申分析等による基準の具体化に際しては、行政機関情報公開法第5条第3号及び第4号の規定が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されることとなるよう留意する必要がある。

イ 一定期間後の公開

開示・不開示の判断は、開示請求があった都度なされるものであり、いったん不開示とされた行政文書等であっても、その後の事情の変化により開示されるべきものとなることがあるのは当然である。情報公開法において、行政文書等の作成又は取得からの一定年数の経過を開示・不開示の判断とする規定が設けられていないのは、このためである。

外国の情報公開法制を見ると、一定期間後の公開の仕組みをとっていない国が多い。また、一定期間後の公開の仕組みを採用している国においても、作成又は取得の時点から一定年限を経過すれば無条件で開示するという仕組みは見られない。

答申においては、対象文書が作成又は取得され一定期間を経ているかどうかにかかわらず、開示することにより外交・防衛、犯罪捜査等に支障のおそれがあるか否かを現時点で判断しており、このようなおそれが消滅しているものについては、開示すべきものとされている。

(4) 審議・検討等に関する情報及び事務事業に関する情報

ア 審議・検討等に関する情報

行政機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報を開示することにより適正な意思決定が損なわれることがないようにするためではあっても、検討過程の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うする観点からは適当ではない。

そもそも行政機関情報公開法第5条第5号及び独立行政法人等情報公開法第5条第3号は、検討過程の情報であるというだけで不開示とするための規定ではなく、検討過程の情報であっても支障のおそれのない限り開示させようとするためのものである。そのため、同号では、「不当に」との要件を付加した上で、率直な意見交換の中立性が損なわれるなどの「おそれ」がある情報を不開示情報とすることとしている。

平成13年度から15年度までの3年間に行われた不開示決定及び一部開示決定のうち第5条各号に規定する不開示情報に該当することを理由とするものについて見ると次のとおりであり、審議・検討等に関する情報に当たることを理由とするものは少ない。

審議・検討等情報を理由とする不開示決定の割合

	行政機関		独立行政法人等	
	不開示情報に該当することを理由とする決定件数	うち、審議・検討等情報を理由とするもの	不開示情報に該当することを理由とする決定件数	うち、審議・検討等情報を理由とするもの
平成13年度	16,409件	906件 (5.6%)	—	—
14年度	16,950件	398件 (2.3%)	3,037件	85件 (2.8%)
15年度	18,229件	250件 (1.4%)	3,703件	81件 (2.2%)
計	51,588件	1,554件 (3.0%)	6,740件	166件 (2.5%)

(注) 独立行政法人等情報公開法は、平成14年10月1日施行のため、14年度は半年分である。

答申では、「不当に」という要件について、個別具体の状況に応じて、情報公開法の趣旨にのっとり厳正に解釈されている状況がうかがわれる。

また、審査会において、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」の適用が容認された例は少ない。

【改善措置等】

審議・検討等に関する情報については、行政機関情報公開法第5条第5号及び独立行政法人等情報公開法第5条第3号の規定の趣旨に即して、限定的に適用されることとなるよう配慮する必要がある。答申分析等による基準の具体化に当たっても、同様に留意する必要がある。

イ 事務事業に関する情報

行政機関等では様々な事務事業が行われ、それらに関する情報を公開することによる支障も様々である。このため、行政機関情報公開法第5条第6号及び独立行政法人等情報公開法第5条第4号は、行政機関等の事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の性質上その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とする概括的な不開示情報の規定として設けられている。その上で、支障のおそれの内容をできるだけ明らかにする観点から、行政機関等に共通的に見られる事務事業について、開示するとその適正な遂行に支障を及ぼすことが容易に想定されるおそれを例示的に掲げている。

一方で、行政機関等の事務事業は広範多岐にわたることから、具体的な実例が少ない段階においては、本号の運用が困難な面もある。本号の解釈・運用に関しては、答申や判決において事務事業の適正な遂行の困難性の有無が個別具体的に検討されており、それらの具体例が蓄積されつつある。

【改善措置等】

答申分析等による基準の具体化に際しては、各行政機関等は、それぞれの多種多様な事務事業の性質に応じてその適正な遂行に支障を及ぼすおそれをできる限り具体的に定めるよう努める必要がある。

(5) 部分開示

ア 不開示情報の単位のとらえ方

部分開示を行うに当たっては、不開示情報の単位をどうとらえるかによって、不開示とする部分の範囲に差違が生じる可能性がある。

立案時の考え方は、不開示情報が重層的に把握される場合にあっては、不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の最小単位をもって不開示情報の単位であるにとらえるものである。ただし、個人に関する情報については、第5条第1号本文前段の規定から、個人識別性に係る部分とそれ以外の部分との総体が一つの不開示情報となり、不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがあることから、第6条第2項により、個人識別性に係る部分以外の部分についての部分開示の義務が定められている。この部分開示義務の要件が、個人識別性に係る部分を「除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」(第6条第2項)とされているのは、「おそれ」の有無は、行政機関の長及び独立行政法人等の意図によってではなく客観的に判断されるべきものであるとの趣旨である。

第6条第2項に相当する内容は、行政改革委員会の「情報公開法要綱案」では、不開示情報である個人識別情報の例外開示情報とされていた。しかし、その内容が、第5条第1号ただし書の他の例外開示情報とは異なり個人識別性に係る部分は開示されないものであること、氏名等を消すことによって個人に関する情報の一部分を開示することに法的根拠を与える趣旨であることから、不開示情報(個人識別情報)の例外として位置付けるよりも、部分開示の一形態として位置付ける方が適当と立案過程において整理されたものである。もとよりこの整理は立証責任の配分を変える趣旨ではなく、個別の事案に応じて、裁判所において客観的に判断されるべきものであると考えられていた。

平成13年3月27日の最高裁判決で、旧大阪府条例の部分開示規定の解釈として、独立した一体的な情報を更に細分化し不開示とすべき箇所以外の部分を開示することまでも義務付けるものではないとの考え方(いわゆる独立一体説)が示されている。しかし、同判決の対象である旧大阪府条例には情報公開法第6条第2項に相当する規定はなく、情報公開法とは事情が異なる。また、条例に係るその後の最高裁判決においては、平成15年11月11日の判決(最高裁平成10年(行ツ)第167号)のように、必ずしも独立一体説を採っているとは言えないような例も見られる。

情報公開法の解釈について見ると、最高裁判決の考え方を援用する平成15年12月1日の仙台地裁判決のような判決も見られる一方で、14年12月5日の名古屋高裁判決は、一個の情報ではないという形式的な根拠から部分開示情報に当たらないと解釈することは、必要以上に部分開示情報の範囲を限定するもので、情報公開法の趣旨、目的と整合しないとの考え方を示している。また、審査会14年度答申第123号は、不開示情報該当性について判断する際の前提として、独立した一体的な情報を単位としてとらえるとしても、個人識別情報以外の不開示情報については、その範囲は、重層的な各階層でとらえていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきであるとの立案時の趣旨に即

した考え方を示している。

部分開示に当たっては、不開示情報の単位のとらえ方について、情報公開法の規定の趣旨にのっとって判断すべきである。

イ 情報の有意性

不開示情報が記録された部分を除くと客観的に有意の情報が残らないような場合にまで当該部分を除いて開示することは、手数料負担等の点で開示請求者の不利益になるとともに、行政機関等の負担にもなることから、情報公開法では、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」（第6条第1項ただし書）は、行政機関等は部分開示義務を負わないこととされている。

不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記録されている情報の内容の有意性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず客観的に決めるべきものとするのが立法趣旨である。

答申や判決においては、個別事例ごとに開示請求の趣旨や情報の性質等に照らして客観的に判断される例が蓄積されつつある。

(6) 公益裁量開示

情報公開法では、第5条各号に規定する不開示情報については、通例、行政機関等が開示してはならないこととなる。しかしながら、個別具体的な場合においては、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得るところであり、このような場合には、行政機関の長又は独立行政法人等の高度の行政的判断により開示することができることが合理的であるとして、第7条の規定が置かれている。

平成13年度から15年度までの3年間の公益裁量開示の適用状況を見ると、行政機関で21件、独立行政法人等で10件、計31件の適用例があり（資料2参照）、それぞれの考え方で運用されているようであるが、これらにより、公にすることが予定されていない個人情報や企業名、企業独自の工事技術や作業手順等の不開示情報が開示されている。

公益裁量開示については、規定が置かれた趣旨を踏まえて、行政機関等において個別の事案に即して的確な解釈、判断を行っていくことが望まれる。

なお、第7条の適用については、審査会の審査対象であり、実際に、本条の適用の妥当性に係る答申も出されている。

(7) 存否応答拒否

開示請求に係る文書が存在するか否かは一つの情報であり、開示請求の件名等と照合することによりその情報が第5条各号の不開示情報に該当する場合があることから、情報公開法では、第8条により、開示請求に対する拒否処分の一態様として、存否応答拒否が定められている。

平成13年度から15年度までの3年間に行われた不開示決定及び一部開示決定の

計 63,372 件のうち、存否応答拒否によるものは 912 件である。この中には、自己情報についての本人からの開示請求も含まれる。また、不開示決定及び一部開示決定に対する開示請求者からの不服申立て 3,294 件のうち、存否応答拒否に対するものは 276 件である。存否応答拒否に関する答申は 212 件示されており、そのうち 18 件で存否応答拒否が妥当でないとされている（資料 3 参照）。判決において存否応答拒否が否定された例はない。

特定の者や特定の事項を名指しした請求は不開示情報のすべての類型について生じ得るため、不開示又は不存在と回答するだけで第 5 条各号の保護法益が害されるのは特定の不開示情報の類型には限られない。このため、情報公開法では存否応答拒否の理由となる不開示情報の類型を限定していない。

実際に、平成 14 年度及び 15 年度において存否応答拒否の理由とされた不開示情報の区分を見ると次のとおりであり、すべての不開示情報の類型に関して存否応答拒否による不開示決定がなされている。

存否応答拒否をされた不開示情報の区分

	平成 14 年度		平成 15 年度		計
	行政機関	独立行政法人等	行政機関	独立行政法人等	
個人情報	273 件	4 件	166 件	20 件	463 件
法人等情報	113 件	11 件	34 件	7 件	165 件
国の安全等情報	8 件	—	2 件	—	10 件
公共の安全等情報	21 件	—	13 件	—	34 件
審議・検討等情報	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
事務事業情報	58 件	4 件	36 件	0 件	98 件
計	474 件	19 件	252 件	27 件	772 件

自己情報についての本人からの開示請求のように、開示請求者が対象文書の存在を知っている場合があり得る。しかし、そのような事情は、情報公開法が開示請求者の属性を考慮しない制度として設けられており、本人確認等の手続がないことから、当該文書の存在が客観的に明らかである場合は別として、存否応答拒否の適用に影響するものではない。

なお、存否応答拒否の理由としては個人情報が大半を占めており、そのうちの相当数は本人からの開示請求である。

【改善措置等】

平成 17 年 4 月から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等が施行されることにより、本人開示請求であることによる存否応答拒否は減少が見込まれるが、各行政機関等は、自己情報について開示請求をしようとする者に対して個人情報保護制度により開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなどにより、開示請求者の利便に留意する必要がある。

（関連） 4（1）ウ「本人開示」

(8) 対象文書の不存在

ア 不存在を理由とする不開示決定の状況

平成15年度において、不開示決定又は一部開示決定のうち、対象文書の不存在を理由とするものは、行政機関については20,059件中2,059件(10.3%)、独立行政法人等については4,099件中393件(9.6%)となっている。

行政機関における不開示理由の内訳

	不開示決定と一部 開示決定の合計	内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に 該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成13年度	19,615件(100%)	16,409件(83.7%)	3,151件(16.1%)	278件(1.4%)	37件(0.2%)
14年度	18,268件(100%)	16,950件(92.8%)	1,749件(9.6%)	390件(2.1%)	18件(0.1%)
15年度	20,059件(100%)	18,229件(90.9%)	2,059件(10.3%)	202件(1.0%)	32件(0.2%)

独立行政法人等における不開示理由の内訳

	不開示決定と一部 開示決定の合計	内訳(複数該当あり)		
		不開示情報に 該当	法人文書不存在	存否応答拒否
平成14年度	3,557件(100%)	3,037件(85.4%)	574件(16.1%)	16件(0.4%)
15年度	4,099件(100%)	3,702件(90.4%)	393件(9.6%)	26件(0.6%)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にはならない。

2 行政機関における不開示理由のうち、「その他」は形式上の不備又は権利の濫用を利用とするもの

審査会では、情報公開法の施行後3年間に、不存在事案について357件(行政機関346件、独立行政法人等11件)の諮問を受けている。年度ごとに見ると、次のとおりである。

諮問件数に占める不存在事案の割合

	全諮問件数	うち、不存在事案
平成13年度	384件	84件(21.9%)
14年度	716件	136件(19.0%)
15年度	936件	137件(14.6%)
計	2,036件	357件(17.5%)

不存在事案に関する答申計285件(行政機関277件、独立行政法人等8件)のうち、原処分が妥当でないと言われたもの(対象文書が存在するとしたもの)は36件である(平成16年3月31日現在)。

イ 不存在を理由とする不開示決定の類型

開示請求の対象文書が存在していないことを理由として不開示決定が行われる場合としては、(i)開示請求の時点で対象文書が物理的に存在していない場合、(ii)文書が存在するのに不開示決定がされた場合、(iii)そもそも情報公開法の対象外の

文書である場合の大きく3つに分類することができる。

<p>物理的な不存在</p> <p>① 行政機関等がそもそも対象文書を作成・取得していない場合</p> <p>ア) 行政機関等の所掌外の事項に関する事柄であるか又は所掌内ではあるが業務遂行上必要でないなどのために、文書を作成・取得していない事例、</p> <p>イ) 行政機関等が文書を作成・取得すべきであったにもかかわらずしていなかった事例等</p> <p>② 作成・取得した後、保存期間の経過後又は満了前に対象文書が廃棄された場合</p> <p>ア) 文書管理規則にのっとり、保存期間の経過後に廃棄された事例、</p> <p>イ) 調整等の業務に使用した文書等について、1年以上保存の必要がないものとして業務終了後に廃棄された事例、</p> <p>ウ) 保存期間内であるにもかかわらず誤って廃棄・紛失された事例 等</p> <p>③ その他</p> <p>ア) 相当昔の文書等であって、対象文書が作成された後廃棄されたのかあるいはそもそも作成されていないものが不明な事例、</p> <p>イ) 対象文書が存在しないにもかかわらず行政機関等の事務的ミスにより行政文書ファイル管理簿に誤登録された事例 等</p>
<p>文書が存在するのに不開示決定がされた場合</p> <p>ア) 対象文書を保有しているながら探索が不十分であったため誤って不存在とされた事例</p> <p>イ) 請求者が特定した対象文書について請求者と行政機関側と対象文書の範囲等の認識が食い違った結果、関連文書は存在するが不存在とされた事例 等</p>
<p>情報公開法の対象外</p> <p>対象文書が第2条第2項第2号に規定する歴史的資料等又は個人段階のメモである事例等</p>

開示請求の中には請求者による思い込み等により開示請求がなされる場合も見受けられる。しかし、行政機関等が保存期間の経過後に対象文書を廃棄していた場合や情報公開法の対象外であることが明らかであるにもかかわらず開示請求がなされる背景には、開示請求時における行政機関等の情報提供が不十分であったり、対象文書の特定が適切になされていないという問題があると考えられる。また、対象文書を保有しているながら探索が不十分等で誤って不開示とされることの背景には、行政機関等において文書管理が徹底されていないという問題があると考えられる。

答申では、対象文書が不存在とされた事案等のうち、背景に文書管理の問題、対象文書の範囲の確定の問題、請求者に対する情報提供の問題等があるものについて、具体の文書を指摘した上で不開示決定を取り消すか、又は必要な措置等について指摘を行っている。また、審査会が行政機関等における対象文書の探索が不十分と考える場合には、行政機関等に再度の調査を要求したり、場合によっては現地調査を行うなど審理の過程において必要な措置を採っている。

【改善措置等】

対象文書の不存在を理由とする決定について、行政機関等は、例えば次のような措置を講ずることにより、可能な限り、不十分な情報提供や不徹底な文書管理に起

因するものが生ずることのないようにすることが必要である。

- i) 開示請求があったとき、請求者に的確な情報提供を行うとともに、対象文書の特定が的確に行われるように、窓口の対応を徹底すること。
- ii) 対象文書の探索の効率化、行政文書等の適正な保存の確保などの観点から、行政文書等の管理規定等に基づく文書管理の適正化を徹底すること。
- iii) 効率的な行政文書の整理・分類を可能とするとともに、開示請求時の行政文書の特定の容易化、的確な文書管理の徹底のため、組織的・総合的な行政文書管理システムの整備を推進すること。

(関連) 4 (1) ア「対象文書の特定」、4 (3) ウ「不開示決定に際しての理由付記の在り方」、6「行政文書等の管理」

4 開示請求から実施までの手続

(1) 請求時の窓口対応等

ア 対象文書の特定

情報公開法に基づく開示請求は、行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する「申請」に当たる。同法第7条では、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に補正を求めるか申請を拒否しなければならないとされている。

情報公開法第4条においても、開示請求書に形式上の不備がある場合には、開示請求者に補正を求めることができるとともに、補正を求めるに当たっては、行政機関等は、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとされている。

開示請求をする者は、対象となる行政文書等を特定して請求をする必要がある。このため、開示請求書には行政文書等の名称その他開示請求に係る行政文書等を特定するに足りる事項を記載することとされている。しかし、一般に、国民には行政機関等がどのような行政文書等を保有しているのかが分からないことなどから、「〇〇に関する文書一切」といった対象文書の範囲が客観的に明確でない記載がされている場合がある。このような場合、行政機関等としては、参考となる情報の提供を行いつつ必要な補正を求め開示請求者が対象文書の特定を適切に行うことができるようにすることが重要である。

しかし、請求内容が抽象的で対象文書の特定が必ずしも十分とは言えない場合であっても、補正が不十分なまま、行政機関等が該当すると思われる行政文書等を選定して開示決定等を行う運用が一部に見られる。その結果、開示決定された行政文書等が開示請求者の求めているものと異なっていたり、他にも対象となる行政文書等があるはずとの理由で追加の開示決定を求める不服申立てがなされたりする例が生じている。

一方、請求内容の確認や補正の求めを行おうとしても開示請求者と連絡が取れないなど特定文書の特定が円滑に進められない場合も少なくなく負担を感ずるとする行政機関等の声も多い。また、膨大な文書の中から改めて検索作業を行わなければ具体の文書の確定ができないような請求は、対象文書が特定されていないものとして扱うことができるような措置を望むとの意見もあった。

開示請求者が行政機関に対し開示請求をしようとする場合に、対象となる行政文書の所在等を確認するための一つ的手段として、行政文書ファイル管理簿が整備されており、現在、約1,500万件のデータが登録されるとともに、インターネットを通じて一般に提供されている。しかしながら行政文書ファイル管理簿については、相互に密接に関連する複数の行政文書がまとめられた「行政文書ファイル」を単位としていること、当該ファイルの名称等は各行政機関の事務事業の実施状況等に応じて設定されているため行政機関間で必ずしも統一性がなく、必要な行政文書の検索を行おうとしても該当するものがなかなか見つけられないなど、容易に利用し得る

ものとなっていない面がある。この点も対象文書の特定が十分でない原因の一つと考えられる。

(注) 独立行政法人等においても、行政文書ファイル管理簿に準じた法人文書ファイル管理簿が整備され、各法人のホームページにより提供されている。

【改善措置等】

対象文書の特定に当たっては、行政機関等と開示請求者が互いに協力することが重要である。

開示請求を受けた行政機関等は、次のような措置を講ずることにより、対象文書の特定が不十分なまま事務処理が進められ、後で紛争が生ずるなどの問題が生じないようにする必要がある。同時に、開示請求者も、請求の趣旨、求める情報の内容等を具体的に行政機関等に伝えることが求められている。

- i) 開示請求者に対し対象文書を特定するために必要な情報の提供を積極的に行い、開示請求をしようとする行政文書等を開示請求者に明確に特定させた上で事務処理を進めることを徹底すること。
- ii) 行政文書ファイル管理簿については、ファイルの内容ができるだけ分かりやすいようにファイル名を記載するなど、開示請求時の文書特定に有効に活用できるものにする。

イ 請求の単位

行政機関情報公開法上、一つの行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなすこととされている。

相互に密接な関連を有する行政文書の範囲については、当該行政文書の内容等により客観的に判断されるものであり、例えば、行政機関情報公開法の施行時に整理されているように、申請書と処分通知書、諮問書と答申、基本計画書と実施報告書、本文と参照資料といったものは相互に密接な関連を有するものと考えられる。

この点に関連し、請求の単位の取扱いについては、各行政機関によっても判断が異なり、同様な開示請求であっても開示請求先の行政機関によって件数の数え方が異なる場合が生じているとの意見がある。

しかし、行政文書は、各行政機関の事務事業の性格等に応じそれらを効率的に実施できるようにする観点から作成・管理されていることから、その種類内容や管理方法等も様々であり、これを各行政機関を通じて一定の観点から共通化することは難しいと考えられる。また、様々であり得る行政文書の相互の関連性によって文書の管理方法等を整理し直すことも必ずしも現実的ではないと考えられる。

【改善措置等】

開示請求の件数の数え方については、密接な関連を有する複数の行政文書の考え方を改めて周知するとともに、行政機関は、開示請求者に対して行政文書の管理の方法等と併せて請求の件数の数え方について、できる限り十分な説明を行う必要がある。

ウ 本人開示

個人情報の本人から開示請求がなされ、これに対して存否応答拒否される事例が相当数見られる。情報公開法においては、立案当時から「本人開示の問題は、基本的には個人情報保護に関する制度の中で解決すべき問題である」との考え方が採られており、何人も請求の理由の如何を問わず開示請求することができる開示請求権制度では、開示請求者が誰であるかを考慮することなく開示・不開示を判断することとしている。また、答申においても、本人請求であることをもって特別な扱いを行わないこととされている。

行政機関においては、これまで行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 95 号）により、電子計算機処理に係る個人情報の取扱いの基本的ルールと本人開示請求の制度が設けられていた。平成 15 年 5 月に、同法を全部改正した行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に加えて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）が制定され、17 年 4 月 1 日から施行される。

新たな個人情報保護法制では、情報公開法との整合性を確保しつつ、電子計算機処理に係る個人情報のみならず、行政文書等に記録されたすべての個人情報の取扱いについて規律し、本人情報についての開示請求権のほか訂正請求権や利用停止請求権等を定めている。本人情報については、今後これらの法制の下で開示を請求することができる。

（注）最高裁判決（平成 13 年 12 月 18 日）では、個人情報保護条例が制定されていなかった地方公共団体において、情報公開条例の下で本人自身による請求であることが明らかな場合は個人情報に関する不開示情報に該当することを理由に不開示決定することは違法と判示されているが、情報公開法の運用には影響しないと考えられる。

【改善措置等】

自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、各行政機関等は、情報公開と個人情報保護の両制度の趣旨を踏まえて窓口の一元化を図る等により両制度の運用の連携を図るとともに、個人情報保護制度により開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなどにより、開示請求者の利便に配慮した対応を推進する必要がある。

（関連）3（7）「存否応答拒否」

エ 苦情・意見等への対応

各行政機関等に開示請求の窓口が設けられているほか、開示請求に関する総合的な案内所として総務省に情報公開総合案内所が整備され、制度の案内や開示請求に係る相談等に応じている。また、行政苦情の相談、電子政府の総合窓口（www.e-gov.go.jp）を通じた意見の提出の仕組み等が設けられている。

しかし、必ずしも個別の不服申立てではないものまで審査会に持ち込まれていると見られる状況もあり、事務処理に関する苦情等について専門的に対応するところがない、関連する制度間の連携と役割分担を考えることが必要ではないかとの指摘がある。

【改善措置等】

情報公開法の運営に関する苦情については、各行政機関等の情報公開窓口等において適切に対応するとともに、情報公開の制度運営に関する意見等については、各行政機関等の情報公開窓口のほか情報公開総合案内所や電子政府の総合窓口等を通じて広く収集、蓄積し、今後の運営の改善等の参考とすることができるようにする必要がある。

(2) オンライン請求、権限又は事務の委任

ア オンライン請求

行政機関情報公開法に基づく一連の手続については、「アクション・プラン 2002 のとりまとめ」(平成 14 年 7 月 30 日)において、15 年度中にオンライン化することとされ、情報公開法施行令の改正、省令の制定、各行政機関におけるシステム整備を経て、16 年 3 月 31 日にほとんどの行政機関においてオンライン化が実施された。その際、開示請求については、請求者が誰であるかによって開示決定等の結論に影響を及ぼさないという手続の性格を踏まえ、開示請求者の利便性を考慮して、電子署名を必要としないこととされている。

行政機関においては、平成 16 年 3 月から 7 月 31 日までに計 285 件の開示請求を受け付けており、ほとんどの省庁でオンラインによる開示請求を受けている。なお、独立行政法人等については、これまでのところ実施法人はない。

手数料については、歳入金電子納付システムにより電子納付されている場合もあるが、電子申請システムにより開示請求を受け付けていても、歳入金電子納付システムとまだ接続されていないなどのため、従前どおりの収入印紙や窓口における現金による納付により対応している行政機関がいくつかある。

これまでの行政機関の電子申請システムについては、統一的な基本仕様に含まれない詳細な利用方法が行政機関ごとに異なっており、使い勝手が悪いとの指摘が見られるが、2005 年度末までに電子政府の総合窓口 (e-Gov) において一元的な窓口システムの機能が整備されることとなっている。

【改善措置等】

今後、オンラインによる開示請求の仕組みが一層活用されるよう、各行政機関に共通した方式でアクセスを可能とするなど、請求者の利便性と使いやすさ及び効率性を考慮したシステムに改善していく必要がある。

イ 権限又は事務の委任

開示請求者の利便性の向上や行政機関内部の事務の効率化等の観点から、行政機関の地方支分部局等に情報公開法に基づく行政機関の長の権限又は事務を委任することができることとされている。

現在、開示請求の受付や開示決定等、開示の実施等の行政機関情報公開法に基づく権限又は事務について、職員数や施設の規模、分掌する事務の性格、業務量等の個々の状況を勘案した上、行政機関の長から、審議会等の事務局、施設等機関、特

別の機関又は地方支分部局等計約 1,100 の機関の長に対して委任が行われている。特に、地方支分部局の長については 957 と、その多くに対して権限又は事務が委任されており、いわゆるブロック単位機関の長のすべてに対して委任が行われている。

(資料 4 参照)

(3) 開示決定等

ア 開示決定等の期限

開示請求があったときは、速やかに開示・不開示の決定が行われるべきである。しかしながら、開示請求の対象である行政文書等の内容や量、開示・不開示の判断の難易性、判断に当たっての第三者意見聴取の要否等については様々であり、開示決定等を行うまでの期間を一律に定めることは困難である。このため、情報公開法では、原則として開示請求があった日から 30 日以内（補正に要する日数を除く。）に開示決定等を行うこととし（第 10 条第 1 項）、事務処理上の困難等がある場合は、30 日以内に限った延長手続（同条第 2 項）を定めている。

平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間に行政機関の長が行った開示決定等の状況を見ると、表のとおりである。30 日以内に処理することとした事案及び第 10 条第 2 項による延長手続を採った事案計 171,081 件のうち、170,820 件（99.85%）については期限内に開示決定等がされているが、期限までに開示決定等がされなかったものが 261 件（0.15%）見られる。その中には、期限となる日の計算を誤ったなどの単純なミスによるものも多い。

行政機関における開示決定等の状況

		13 年度受付事案	14 年度受付事案	15 年度受付事案	計
第 10 条 1 項	30 日以内に開示決定等がされたもの	38,118 件 (99.94%)	52,274 件 (99.95%)	63,012 件 (99.96%)	153,404 件 (99.95%)
	30 日以内に開示決定等がされなかったもの	23 件 (0.06%)	26 件 (0.05%)	27 件 (0.04%)	76 件 (0.05%)
	小計	38,141 件	52,300 件	63,039 件	153,480 件
第 10 条 2 項	延長した期限までに開示決定等がされたもの	5,729 件 (99.05%)	4,814 件 (98.57%)	6,873 件 (99.13%)	17,416 件 (98.95%)
	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	55 件 (0.95%)	70 件 (1.43%)	60 件 (0.87%)	185 件 (1.05%)
	小計	5,784 件	4,884 件	6,933 件	17,601 件
計	期限までに開示決定等がされたもの	43,847 件 (99.82%)	57,088 件 (99.83%)	69,885 件 (99.88%)	170,820 件 (99.85%)
	期限までに開示決定等がされなかったもの	78 件 (0.18%)	96 件 (0.17%)	87 件 (0.12%)	261 件 (0.15%)
	合計	43,925 件	57,184 件	69,972 件	171,081 件

(注) 各年度末において開示決定等の期限が到来していないものは、期限内に開示決定等がされたものを含めている。

<大量請求等の取扱い>

開示請求の対象となる行政文書等が著しく大量であり、これを処理するために通常の業務に著しい支障が生ずるおそれがある場合について、情報公開法は、60 日以内に「相当の部分」について開示決定等を行い、残りの部分については「相当の期

間」内に開示決定等を行うことで足りる旨の特例規定（第 11 条）を設けている。

行政機関情報公開法においてこの特例規定を適用する事案は、特定の省庁に集中している。また、適用された件数の比率は平成 13 年度の 6.5%から 15 年度の 1.2%にまで減少している。この中には、特定の課室に対し同時期に適用事案が集中したことなどを理由として、60 日以内に相当の部分について開示決定等ができなかったものが 5,247 件中 1,905 件（36.3%）あり、また、相当の期間を考慮して開示請求者に期限を通知したものの、業務の繁忙等その後の状況の変化により当初予想した以上に審査等に時間を要したなどとして、通知した期限までに開示決定等を行うことができなかったものが 4,427 件中 802 件（18.1%）あるなど、不適切な事例が見られる。

（注）5,247 件は平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間における第 11 条適用事案の件数、4,427 件は 13 年度及び 14 年度の 2 年間の第 11 条適用事案の件数である。相当の期間内における開示決定等の実施状況については、期限未到来の事案を除くため、4,427 件を母数とした。

「相当の期間」は、処理をするために必要となる合理的な期間として行政機関等が設定するものであるが、請求文書の枚数が 1 万枚以上にも及ぶ事例も少なからずあり、その対応のために 1 年以上の期間を設定している事例も見られる。

なお、この特例規定は、1 件の開示請求に係る行政文書等が著しく大量の場合を想定しているが、現実には、1 件の開示請求としては対象文書は少量であるものの特定の課室に多数の請求が同時期に集中する場合があります。第 10 条第 2 項の延長手続では対応できずに、集中した案件全体について相当の期間延長することにより対応せざるを得なかったとしているものもある。

【改善措置等】

行政機関等は、次のような措置を講ずることにより、開示請求事案の処理が迅速かつ円滑に行われ、法に定められた開示決定等期限が遵守されるようにする必要がある。

- i) 事案ごとの処理状況を管理部門等が把握・管理できるような IT を活用した仕組みを整備することにより、事案処理の進行管理を徹底すること。
- ii) 開示請求者の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を連絡すること。

（関連）5（1）「審査会への諮問」、5（3）「裁決・決定」

イ 不開示決定に際しての理由付記の在り方

情報公開法上の不開示決定については、行政手続法第 8 条の定めるところにより、行政機関等はその理由を提示しなければならない。

判決及び答申において、不開示決定をするに際しては、不開示とする部分について根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことが必要であるとの方向性が示されている。情報公開法の施行当初は、行政機関等の運用において理由付記が不十分な例も見られたが、現状では、判決及び答申が示すとおり、不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示す運用がおおむねなされている。

ただし、文書の不存在を理由とする不開示決定については、単に「行政文書を保有していない」と記載するのみで、必ずしも不存在の理由についての付記は徹底されていない状況が見受けられる。

【改善措置等】

不開示決定（存否応答拒否の場合を含む。）をしようとする際には、行政機関等において不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことを徹底する必要がある。

特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、例えば、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄した、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としてはないなど、不存在の要因についても付記することを徹底する必要がある。

（関連）3（7）「存否応答拒否」、3（8）「対象文書の不存在」

（4）開示の実施の方法、手数料

ア 開示の実施の方法

行政文書の開示の実施の方法は、行政文書の性質や媒体の種類によって、技術的な制約が避けられない場合があることから、具体的な方法を政令で定めることとされている。情報公開法施行令第9条では、文書又は図画の写しの交付や閲覧、電磁的記録の電磁的媒体による写しの交付など、立案時において一般的であると考えられた方法が網羅的に規定されている。

これら開示の実施の方法に関しては、運用上、いくつかの問題点が指摘されている。行政機関において実際に対応に苦慮したものとして、例えば、現行政令に規定がない「カラーによる複写」及び「A0判の複写」を求められた事例が挙げられる。また、紙媒体でしか保有されていない文書及び図画について、これをPDF化するなど電磁的記録に変換した上で電磁媒体によって開示の実施を求めるという要望がある。

さらに、近年、デジタルカメラ等の普及を反映して、閲覧による開示の実施に際して、開示請求者が持参したカメラでの撮影等を認めてほしいという要望がある。これについては、庁舎管理上の問題や他の窓口利用者への支障を別にすれば、情報公開法上の問題があるとは言えないと考えられる。

なお、電子的手段により作成・保有される行政文書の増大を反映して、電磁的記録の電磁媒体の交付による開示の実施も行われており、最近では、ほとんどの行政機関で電磁的記録の開示の実施が行われている。平成16年3月31日から、オンラインによる開示請求が可能となっているが、これに対応して、一部の行政機関を除き、電磁的記録についてはオンラインでの開示の実施も可能となっている。

【改善措置等】

開示の実施の方法については、カラー複写機、スキャナ等の新たな技術の進展と普及の状況を踏まえ、開示請求者のニーズに対応した見直しを行う必要がある。

イ 開示請求手数料及び実施手数料

開示請求権制度の運用には、相当の労力と費用を要するため、開示請求者にはその公平な負担が求められる。このため、情報公開法における手数料は、請求を抑制することのないような金額の範囲内で、制度の運営に必要な費用を回収することを目的としている。具体的な金額等については、できる限り利用しやすい額とするよう配慮することとされ、行政機関情報公開法に係る手数料については政令で定められている。

手数料の金額等については、情報を記録する媒体及び手段の技術革新とこれに伴う媒体や複製コストの変動等があり、情報公開法施行令の制定時から状況が変化してきている。

また、開示実施手数料については、開示請求者の経済的な理由その他何らかの特別な理由により、開示請求者に手数料の負担を求めることが適切でないと行政機関の長が認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることとされている。平成 15 年度における経済的困難等を理由とした手数料減免の申請件数は 21 件であり、そのうち減免が認められたものは 12 件となっている。

さらに、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができることとされているものの、これまで適用実績が見られない。

(注) 都道府県及び政令指令都市計 60 団体における開示の実施に係る手数料・実費の状況を見ると、白黒コピーにより写しの交付を行う場合、1 枚当たり 10 円としているところが 54 団体、20 円としているところが 5 団体、200 円に加えて 1 枚につき 20 円の手数料を課しているところが 1 団体となっている。また、カラーコピーによる写しの交付については、要する費用の相当額としているところも含めれば、ほとんどの団体で対応している。一方、手数料等の減免について規定を設けているところは、6 団体となっている。

【改善措置等】

手数料については、コストの変動その他を適切に勘案・配慮して見直しを行うとともに、公益上の理由による裁量的開示の場合等の減額又は免除について、その趣旨の明確化と周知を図る必要がある。

5 不服申立て

開示決定等に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた行政機関等は、情報公開法第18条により審査会に諮問することとされている。

審査会は、簡易迅速な救済の実現を図るとともに、行政機関等に最終的な判断権を残し、審査会が第三者的立場から意見を述べることに意義が認められることなどから、裁決機関ではなく、諮問機関として位置付けられている。

諮問機関としての審査会における審査手続は、行政不服審査法に基づく一般的な不服申立ての制度に付加されたものとして設けられている。このため、不服申立人又は参加人による諮問庁に対する口頭意見陳述の申出など、行政不服審査法に規定されている手続が併存することとなる。

平成13年度から15年度までの3年間に行政機関にされた不服申立事案の処理状況を見ると、処理を要する不服申立ての件数（前年度からの持ち越し件数に新規受付件数を加えたもの）は毎年度増加している。3年間に裁決・決定がされた1,893件について、不服申立ての受付から裁決・決定までに要した日数を見ると、次のとおりである。

不服申立てから裁決・決定までの期間

	裁決・決定件数	3か月以内	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年以上
行政機関	1,893件	105件 (5.5%)	427件 (22.6%)	304件 (16.1%)	316件 (16.7%)	741件 (39.1%)
(参考) 独立行政法人等	47件	8件 (17.0%)	13件 (27.7%)	11件 (23.4%)	5件 (10.6%)	10件 (21.3%)

(注) 独立行政法人等については、独立行政法人等情報公開法が平成14年10月1日に施行されてから1年半分のものである。

不服申立てを適正に処理するのに必要な期間は事案の内容等により異なるものであるが、新しい制度の発足当初の不慣れな面があったという事情を勘案しても、全体として、事案の処理に長期間を要している状況が見られる。

(1) 審査会への諮問

平成13年度から15年度までの3年間に行政機関が審査会に諮問した事案計2,745件について、不服申立てがされてから諮問するまでの期間を見ると、次のとおりであり、6か月以上を要しているものが約4割となっている。

不服申立てから諮問までの期間

	裁決・決定件数	3か月以内	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超
行政機関	2,745件	1,018件 (37.1%)	659件 (24.0%)	307件 (11.2%)	221件 (8.1%)	542件 (19.7%)
(参考) 独立行政法人等	64件	29件 (45.3%)	25件 (39.1%)	10件 (15.6%)	0件 (-)	0件 (-)

(注) 独立行政法人等については、独立行政法人等情報公開法が平成14年10月1日に施行されてから1年半分のものである。

審査会に諮問するまでに長期間を要する理由として、行政機関では、出先機関等への事実確認や第三者への意見照会等に時間を要したことのほか、開示請求や不服申立てが特定の課室に集中し順次処理しているものの作業が追い付いていないこと、所掌業務の繁忙により処理ができなかったこと等を挙げている。中には、不服申立てを受けた行政機関において、開示決定等の理由や不服申立ての内容を精査し、不開示決定を取り消して開示する変更決定をしようとしているうちに時間が経過してしまい、結果的に諮問が遅れる場合も見られる。

平成 14 年度末と 15 年度末の各時点現在において審査会に諮問されていない不服申立ての件数を申立てからの経過日数別に見ると、申立てから 1 年以上経過している極めて長期的な事案の件数は 14 年度末に 295 件（未諮問事案 659 件の 44.8%）であったものが、15 年度末には 9 件（未諮問事案 335 件の 2.7%）となるなど、未諮問事案全体及びその中の長期の未諮問事案が減少している。

【改善措置等】

審査会への諮問については、次のような措置を講ずることにより、不服申立てを受けた行政機関等により可能な限り速やかに諮問を行われるようにする必要がある。

- i) 諮問の際に必要な標準的な書類と内容について周知・徹底すること。
- ii) 第三者への意見照会、原処分庁への事実確認等、諮問までの事務処理を類型化し、それらについて、特段の事情がある場合を除いた目標的な処理期間を設定して、管理部門等による事案処理の進行管理の徹底を行うこと。
- iii) 不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を連絡すること。
- iv) 諮問までに長期間を要した事案については、件数、諮問までに要した期間とその理由等について年 1 回公表すること。

（関連）4（3）「開示決定等」

（2）審査会における調査審議

「情報公開審査会の活動概況（平成 13 年 4 月～16 年 3 月）」（内閣府情報公開審査会事務局作成）によると、情報公開法施行後の 3 年間における内閣府情報公開審査会に対する諮問件数は計 2,010 件、同じく同審査会の答申件数は計 1,535 件となっている。経年的に見ると、平成 15 年度の諮問件数は 13 年度の 2.5 倍となり、同じく答申件数は 4.6 倍へと増加している。

内閣府情報公開審査会における諮問・答申等の件数

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	累計
諮問件数(a)	374	709	927	2,010
答申件数(b)	177	540	818	1,535
取下件数	4	10	33	47
割合 (b/a)	47.2%	76.2%	88.2%	76.4%

諮問から答申までの処理期間は、3 年間の平均で 160.8 日となっている。中には、

調査審議が1年を超えているものが70件(全体の4.6%)あり、600日を超えているものも4件ある。

このように、審査会における調査審議については、調査審議に要する期間が長期化する傾向も見られるが、審査会自らの取組、答申例の蓄積等によって、各年度諮問件数が増加する中で、諮問件数に対する答申件数の割合は着実に高まってきている。

審査会における調査審議の迅速化に関しては、一方で、仮に現状のままで調査審議の更なる迅速化を審査会に要請するのであれば、事務局を含む審査会の体制について検討を要するのではないかとの意見も聞かれた。他方で、審査会における調査審議の円滑化と迅速化は、諮問庁である行政機関等による諮問時までの準備と調査審議段階における対応状況の如何によるところが大きい。

答申の内容について見ると、平成13年度から15年度までの3年間の計1,535件の答申のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたものが110件(全体の7.2%)、諮問庁の判断は一部妥当でないとしたものが497件(32.4%)であり、諮問庁の判断は妥当であるとしたものは928件(60.4%)となっている。諮問事案の約4割について、原処分判断の全部又は一部を変更すべきとの判断が示されている。

口頭意見陳述は、審査の状況を受けて必要に応じて行われている。平成13年度から15年度までの3年間で見ると、不服申立て計1,535件のうち、242件で不服申立人からの口頭意見陳述の聴取が審査会において行われている。地方における口頭意見陳述の聴取も実施しており、平成13年度に1回、14年度に4回、15年度に2回行われている。

いわゆるインカメラ審理については、平成13年度から15年度までの3年間に出された1,535件の答申のうち、対象文書を見分したとの記載があるのは941件であり、対象文書の不存在を理由とする不開示決定又は存否応答拒否による不開示決定が争われている場合が計495件あることを考慮すると、ほとんど実施されている。

いわゆるヴォーン・インデックスの提出を受けたものは同じく31件であったが、この他にも、諮問庁が自主的に、あるいは審査会事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合がある。

審査会では、諮問庁又は処分庁における情報公開制度の運用が不適切である場合等に答申中で必要な措置について指摘を行うなどにより、第三者的立場から、行政機関等における情報公開制度の円滑かつ適切な運用の確保を図っている。

(注) いわゆるインカメラ審理とは、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続の意味で使われる。また、いわゆるヴォーン・インデックスとは、行政文書等に記録されている情報の内容について分類又は整理した資料をいい、情報公開法では、その作成・提出を諮問庁に対して求める権限が審査会に与えられている。

(3) 裁決・決定

行政機関等(諮問庁)は、審査会の答申を踏まえて裁決・決定を行うこととなる。審査会の答申を受けてから裁決・決定までの期間を見ると、長期化している事例が

一部にあり、中には1年を超過する事例が見られる。関係機関では、その理由として、第三者への連絡に時間を要した、対象文書が大量であった、通常業務が繁忙であったことなどを挙げているが、個々には精査の必要があるとの意見があった。

これまで、諮問庁において審査会の答申どおりの内容の裁決・決定が行われてきているが、答申の内容と一部異なる内容の決定を行った事例が2件（情報公開法施行から3年間の答申総数は1,553件）生じている。

【改善措置等】

各行政機関等は、次のような措置を講ずることにより、答申を受けてから裁決・決定までの事案処理が迅速かつ円滑に行われるようにする必要がある。

- i) 管理部門等による事案処理の進行管理の徹底を行うこと。
- ii) 不服申立人の求めに応じ、事案処理の進行状況及び見通し等を連絡すること。
- iii) 裁決・決定を行うまでに長期間を要した事案については、件数、裁決・決定までに要した期間とその理由等を年1回公表すること。

(関連) 4 (3) 「開示決定等」

6 情報公開訴訟

情報公開訴訟（開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟）は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく抗告訴訟であり、その手続は同法の定めるところによる。

平成13年度から15年度までの3年間において、行政機関に対する情報公開訴訟は62件提起されている。

（1）裁判管轄の在り方

情報公開訴訟の管轄については、情報公開法案の国会審議の過程で裁判管轄の特例規定が追加されたことにより、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（特定管轄裁判所）にも提起することができることとされている。

上記62件の情報公開訴訟のうち、特定管轄裁判所に提起されているのは、表のとおり、15件である。特定管轄裁判所となり得る地方裁判所は全国で8か所あるが、そのうち、特定管轄裁判所として提訴を受けた実績があるのは、仙台、東京、名古屋及び大阪の4裁判所となっている。

特定管轄裁判所に提起された訴訟の状況

原告住所地	被告所在地	提訴裁判所	件数
大阪	東京	大阪地裁	4
京都	東京	大阪地裁	2
愛知	東京	名古屋地裁	2
三重	東京	名古屋地裁	1
宮城	東京	仙台地裁	1
東京	神奈川	東京地裁	1
東京	大分	東京地裁	1
茨城（東京）	愛媛	東京地裁	1
茨城（東京）	茨城	東京地裁	1
兵庫	兵庫	大阪地裁	1
計			15

（注）「原告所在地」欄の（ ）は、原告訴訟代理人の所在地であり、原告の住所地と異なる場合にのみ記載している。

62件の情報公開訴訟の原告住所地を都道府県別に見ると、提訴の実績があるのは、15都府県（注）となっている。

（注）宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、富山県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、香川県

なお、行政訴訟における裁判所の専門性を確保しつつ訴えを提起する原告の便宜に資するとの考え方から、平成16年の行政事件訴訟法改正で、同法第12条が規定する行政訴訟一般について管轄裁判所が情報公開訴訟の場合と同様などころまで拡

大され、17年4月から施行されることとなっている。

【引き続き検討すべき課題】

情報公開訴訟に係る管轄の在り方については、情報公開法に係る訴訟提起の状況等を見る限り現時点で判断することは困難と考えられるが、平成17年4月から施行される改正行政事件訴訟法による行政訴訟一般についての管轄裁判所の拡大後の訴訟提起の状況等をも踏まえた上で、更に検討する必要がある。

(2) 訴訟における手続

情報公開法の下では、インカメラ審理及びヴォーン・インデックス手続を行う権限が審査会に与えられており、そうした調査審議の過程で得られた資料は、訴訟においても活用されることが期待される。

平成13年度から15年度までの3年間における行政機関に対する情報公開訴訟62件について、不服申立手続との関係を見ると、不服申立てを経て提訴されたものが18件、不服申立てと並行して提訴されたものが15件、不服申立てを経ずに提訴されたものが29件となっている。

不服申立てを経て又は不服申立てと並行して提訴された事件計33件のうち、平成15年度末までに答申と判決の両方が示された20件について見ると、おおむね判決と答申とで同じ判断が示されている。

以上を踏まえつつ、情報公開訴訟における手続の在り方について検討を行った。

(注) インカメラ審理及びヴォーン・インデックスについては、5(2)の注参照

ア インカメラ審理

情報公開訴訟にインカメラ審理を導入することについて、行政改革委員会の「情報公開法要綱案の考え方」では、この種の非公開審理手続については、裁判の公開の原則(憲法第82条)との関係をめぐって様々な考え方がある上、相手方当事者に吟味・弾劾の機会を与えない証拠により裁判をする手続を認めることは行政(民事)訴訟制度の基本にかかわるといった法的問題があるとされていた。また、審査会における調査審議の過程で得られた資料が訴訟において活用されることも期待されることから、情報公開法施行後の関係訴訟の実情等に照らして、専門的な観点からの検討が望まれるとされていた。

この問題については、審査会の調査審議における部分開示等の適否の判断に際してインカメラ審理が有効であると認められることから情報公開訴訟において裁判所が確実に判断するためには実際に文書を見分することが必要であるとの認識や、裁判所にインカメラ審理を求めても法律上明確な根拠がないために行われなるとの現状を踏まえて、情報公開訴訟におけるインカメラ審理の導入を検討すべきであるとの考え方がある。

現状では、情報公開条例に係る訴訟は相当数あるが、情報公開法に係る訴訟の件数は多くない状況にあることもあり、憲法上の裁判公開(特にいわゆる当事者公開)の要請及び行政(民事)訴訟における当事者平等原則との関係等について、必ずしも議

論が十分熟しているとは言えない。

近年の立法例として、裁判官のみが文書の提示を受ける審理方法を規定する例（民事訴訟法第223条、特許法第105条等）や当事者尋問等の公開停止を規定する例（民事訴訟法第22条等）があるが、いずれも本案前の決定手続において行われるものであり、本案の審理において行われることとなる情報公開訴訟の場合とは事情が異なる面があると考えられる。

【引き続き検討すべき課題】

情報公開訴訟におけるインカメラ審理については、審査会の調査審議においてインカメラ審理が有効であると認められること等に照らし積極的に導入を検討すべきとの考え方がある。しかし、情報公開法に係る訴訟の状況等からその要否について現時点で判断することは困難であり、また、必ずしも法的問題についての議論が十分熟しているとは言えないことから、本検討会において結論を出すには至らなかった。理論的実務的な今後の蓄積を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある課題であるとする。

イ ヴォーン・インデックス

審査会における調査審議の状況を見ると、情報公開法の規定によるヴォーン・インデックス手続が適用された件数は限定的であるものの、それ以外にも、諮問庁が自主的にあるいは審査会事務局の要請に応じて、文書の内容を整理して提出している場合もある。そのような資料が一部の答申に添付されている例も見られる。これらのヴォーン・インデックス等は、文書の量が膨大である場合や部分開示の場合においては有効であると認められる。

訴訟において、裁判所は、民事訴訟法第151条に基づく釈明処分により、訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させることができる。さらに、平成16年の行政事件訴訟法改正により釈明処分の特則（同法第23条の2）が新設され、17年4月から施行される。これにより、裁判所は、行政機関等に対し、裁決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができることとなる。

これらの手続が活用されることを通じて、ヴォーン・インデックスを始め不服申立手続の過程で作成された資料が訴訟手続においても有効に利用されることが期待される。

（関連）5（1）「審査会への諮問」、5（2）「審査会における調査審議」

7 行政文書等の管理

行政文書等を適切に管理していくことは、各府省等の事務事業を適正に遂行していくために必要不可欠であると同時に、情報公開法の適切かつ円滑な運用の要請からも、また、歴史的な資料を適切に保存する必要性からも、重要な基盤である。

ア 情報公開と文書管理

従来、各府省の文書管理は、その事務事業の性質に応じて各行政機関の長が定めた文書管理規則に基づいて行われていたが、行政機関情報公開法の適切かつ円滑な運用の確保の観点から、各府省の文書管理規則が最低限備えるべき要件を政令で規定することとされている。これを受けて情報公開法施行令では、行政機関の意思決定に当たっては文書を作成して行うことを原則とすること、保存期間が満了した行政文書は移管することとするものを除き廃棄することとするものであること、行政文書ファイル及び行政文書の管理を適切に行うため、これらの名称その他の必要な事項を記載した帳簿を磁気ディスクをもって調製することとするものであることなど、行政文書の管理に関する定めが満たすべき要件を規定している。

情報公開法の運用に際しては、文書管理上の問題点がいくつか指摘されている。答申では、例えば、(i)作成が義務付けられている文書が作成されていなかったもの、(ii)保存・廃棄の状況が不明だったもの、(iii)文書が作成されていないにもかかわらず行政文書ファイル管理簿に誤登載されていたものなど、まだまだ文書の整理が不十分な点が挙げられている。

このようなことから見ても、行政文書等の適正な管理を確保することは、情報公開法の適切かつ円滑な運用の観点からも、非常に重要であると言える。

また、行政機関情報公開法の施行に際して整備された現行の行政文書ファイル管理簿については、ファイルの件名だけでは文書の内容が不明確であり、開示請求の際の文書特定には不便であるとの指摘がある。

【改善措置等】

行政文書等の適正な管理は、情報公開法の適切かつ円滑な運用の前提となるものであることから、各行政機関等は、例えば、職員を対象とした研修等の機会を通じて、適正な文書管理の徹底を図る必要がある。

イ 総合的な文書管理の必要性

他方、各府省が保有する膨大な文書を適正に管理する必要性等から、「総合的な文書管理システムの整備について」（平成12年3月29日各省庁事務連絡会議了承、行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）で、事務事業の簡素化・効率化及び行政運営の高度化を推進する必要性に加え、行政機関情報公開法の適切かつ円滑な運用に資するため、文書の作成・取得から保存、廃棄又は移管までを通じて、電子的管理を組織的、総合的に行う「総合的な文書管理システム」の整備を行うものとしている。各行政機関では、これを受け総合的な文書管理システムの構築に取り組ん

でおり、また、行政文書の電子化が進められている。しかしながら、現状では、電子媒体の文書と紙媒体の文書とが混在している状況等も見られるなど、これらのシステム構築や行政文書の電子化は整備途上の段階にある。

なお、歴史的な資料を保存する観点からは、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」が文書管理法の整備を含め公文書等のライフサイクル管理について検討を行った。同懇談会の報告書では、法律を整備すべきではないかとの意見もある一方で、移管基準の明確化、中間書庫の整備等、それ以前になすべきことが数多く残されているとし、どのような内容のものが必要かについて、十分検討すべきと指摘されている。

【改善措置等】

社会のIT化の進展に対応するとともに、行政機関が保有する膨大な行政文書を適正かつ効率的に管理するため、作成・取得から保存、廃棄又は移管までの文書管理を総合的に行うことのできるシステムの整備を推進していく必要がある。

(関連) 2 (1) 「歴史的資料等」

8 情報提供施策

ア 行政機関による積極的な情報提供

国民からの請求に応じて行政文書を開示する開示請求権制度と、行政機関が積極的に情報を提供する情報提供施策とは、両者あいまって政府の説明責任の実現に寄与するものである。行政機関情報公開法第40条（平成17年4月1日からは第25条）では、情報提供施策を充実すべきことを政府に義務付けている。情報提供施策は、国民にとってもまた行政機関等にとっても、極めて効率的で利便性の高い情報公開の仕組みの一つとしての側面もある。

政府では、情報通信技術の進展に伴い、電子政府の構築を推進しているところであり、国民に対する行政情報の電子的提供施策の充実はその大きな柱の一つである。「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。16年6月14日一部改定）では、インターネット上に設けられた電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じ、国民一般が政府の提供情報に一元的にアクセス可能となるようにするとともに、インターネットを通じて提供する情報の内容と量の充実、アクセスのしやすさの改善を政府全体として推進することとしている。現在、e-Govは、各府省の計1,800程度のホームページとリンクされており、年間アクセス件数は約285万件となっている。

行政情報の電子的提供の基本的枠組みが各府省間で合意されており、その枠組みに沿って、各行政機関は、その提供する情報の内容の充実を図ることとされている。例えば、財務情報、重要政策に関する情報等を含む行政の基礎的な情報等が提供すべき情報の類型として列挙されている。その一つとして、反復継続的に開示請求を受けることが見込まれる情報についても例示されている。

また、インターネットを通じた国民と政府との間の双方向性の整備が重視されており、e-Govにおいても国民からの意見等の提出窓口が開設されている。

提供される情報の内容に関しては、行政施策に関する評価情報が重要なものの一つである。行政機関の行う政策評価に関する法律が制定され、平成15年度には、各府省において計11,177件の政策評価が実施されている。それらの評価書はすべてインターネット等を通じて公表されている。

同様に重要な提供情報の一つとして財務情報が挙げられる。平成15年5月に財政制度等審議会が取りまとめた「公会計に関する基本的考え方」では、行政府のアカウンタビリティを高め、財政の効率化、適正化を促す観点から、省庁別のフローとストックの財務書類の作成が指摘されている。これを受けて、平成16年6月に「省庁別財務書類の作成について」が策定され、各省庁において14年度分の省庁別財務書類（特別会計を含む）が作成され、16年10月に公表されている。平成15年度分からは、独立行政法人等を連結した財務書類を公表することとされている。

【改善措置等】

各行政機関は、次のような措置を講ずることにより、情報提供の質的充実と量的拡大を図るため総合的な施策を推進する必要がある。

- i) 行政組織、財務等の基礎的情報、政策、事務事業等に関する重要情報、国民の

安全、国民に対するサービスに関する情報等国民生活に密接な情報、社会・経済に関する基礎的情報その他社会経済活動に有益な情報等は、国民からの開示請求を待たず積極的に公開するよう推進すること。

ii) 開示請求されることの多い分野の情報についても、同様に積極的に公開されるよう推進すること。

iii) 情報提供の方法としては、インターネット上に設けられた「電子政府の総合窓口(e-Gov)」を活用するとともに、政府全体として情報提供の内容を可能な限り体系的で分かり易く利用しやすいものとする。

イ 独立行政法人等の情報提供

独立行政法人等情報公開法では、独立行政法人等の組織、業務及び財務の基礎的な情報、また、それらの評価及び監査に関する情報等を国民が利用しやすい方法により提供するものと規定されている(同法第22条)。これは、行政機関に比べて独立行政法人等の業務や財務内容が国民に分かりにくいと指摘されている現状から、国民の理解を深めるため、独立行政法人等に共通する義務的な情報提供制度を整備することとしたものである。これらの情報は、インターネット等を通じて、国民に提供することとされている(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)第12条)。

また、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(13年12月25日閣議決定)等に基づき、独立行政法人等は、役員に就任している退職公務員等の状況を公表することとされている。さらに、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年特殊法人等改革推進本部決定)等に基づき、法人の役職員の給与水準等についても各府省及び各法人が公表することとされており、15年度は95法人による公表結果を総務省が取りまとめて公表している。

【改善措置等】

独立行政法人等についても、行政機関と同様、情報提供の質的充実と量的拡大を図る必要がある。

ウ 審議会等の公開

審議会等の公開については、「審議会等の整理合理化に関する基本計画」(平成11年4月27日閣議決定)において、委員等の氏名を公表するとともに、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保するとされている。行政運営上の懇談会についても、審議会等の公開に係る措置に準ずることとされている。これら審議会等の運営については、各府省において、閣議決定に沿って取組が行われている。

【改善措置等】

審議会等及び行政運営上の懇談会等については、各行政機関において、今後とも、その議事内容を始めとして情報提供の充実を図る必要がある。

(関連) 3 (1) イ「公務員の氏名等」

9 行政機関等以外の情報公開

(1) 国会及び裁判所の情報公開

国会における審議内容については、本会議や委員会の傍聴が可能であるほか、ケーブルTVやインターネット等により、広く一般に公開されている。また、第1回国会以降のすべての会議録が、インターネットを通じて国民に提供されている。

国会の各院の事務局等で作成している文書等について、情報公開法に基づく開示請求権制度のような制度は設けられていない。ただし、毎年会計検査院に提出されている会計文書のように、行政機関等に保有されているものは、情報公開法の対象となっている。また、国会議員による立法活動に関する資料等について、請求に基づき閲覧等に供するような制度は設けられていない。

国会の活動に関する情報は、公報、ホームページ、出版物等による広報活動によっても情報提供を行っているほか、郵便、電話、電子メール等による国民からの問い合わせに応じる形での情報提供を行っている。

裁判文書については、刑事確定訴訟記録法及び民事訴訟法において、刑事訴訟記録及び民事訴訟記録について閲覧等に供することとされ、判決の閲覧も可能となっている。また、主要な判決については、仮名処理をした上で、裁判所のホームページに「主要判決速報」等として掲載され、容易にアクセスできるようになっている。

司法行政文書については、最高裁判所の要綱等により、情報公開法に準じて文書の開示等を行う制度が設けられている。不開示情報についても、情報公開法第5条の規定する不開示情報に相当するものという基準が用いられている。なお、不開示については、下級裁判所の判断に対する苦情は上級裁判所に申し出ることができるが、最高裁判所の判断については、苦情申出の手続は設けられていない。

情報公開制度は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするためのものである。国会及び裁判所においても、それぞれの機関の実情に応じて、更なる情報公開の充実が望まれる。

(2) 指定法人等の情報公開

指定法人等の情報公開については、「指定法人等の情報公開の在り方に関する研究会」((財)行政研究センター)において、理論的な検討を中心とした調査研究及び理論的課題等の解決に資するための検討が行われた。その結果は、指定法人等のリストとその分類を含め、平成15年に「指定法人等の情報公開の在り方に関する調査研究結果報告」として取りまとめられている。

公益法人の情報公開については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に基づき、業務及び財務に関する資料の公開が実施されている。さらに、「行政改革大綱」

(平成12年12月1日閣議決定)等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(13年

8月28日)が同幹事会で申し合わされ、各府省は所管公益法人の一覧を自らホームページ上に掲載するとともに、国から委託、推薦等を受けているものについては、業務及び財務に関する資料、委託等事業の内容、補助金等の額についても掲載することとされた。また、所管公益法人に対し、上記の業務及び財務に関する資料を自らのホームページ上で公開するよう要請することとされている。

平成15年10月1日時点における国所管公益法人のホームページの開設率は71.4%(前年比10.2ポイント増)となっている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日)に基づき、従来、公益法人が国の委託等を受けて行っていた事務・事業のうち、国の関与が必要なものについては国又は独立行政法人等が直接行うこととし、それ以外は国の関与を廃止するなどの措置が講じられている。また、直ちに事業者の自己確認等に委ねることができない事務事業については、行政の裁量の余地のない形で国により登録された第三者機関により実施することとされている。なお、国の委託等を受けて事務事業を行う公益法人が引き続き一部存在するが、これらについては、インターネットによる情報開示を中心に、一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るとされている。

公益法人制度については、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき抜本的な改革に取り組むこととされ、17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指すとされている。この基本方針を踏まえ、改革についての具体的な検討の参考に資するため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」が開催され、平成16年11月19日に報告書が取りまとめられた。その中で、公益性を有する活動を行う法人の情報開示について、閲覧及び謄写によるほか、インターネット等による開示が適当、開示事項は指導監督基準に規定されている業務及び財務等に関する資料に加え、公益的事業の割合、内部留保の水準等といった公益性の要件に関する事項が適当、開示情報の全国的なデータベース化を行って国民一般に公開することが適当、といったことが提案されている。これを踏まえ、平成16年12月24日には「今後の行政改革の方針」の閣議決定の中で公益法人制度の抜本的改革の基本的枠組みが具体化されたところであり、中間法人制度の統合や、税制に関する所要の検討も予定されていることから、指定法人等の制度についても大きな影響を与えるものと考えられる。

【改善措置等】

指定法人等については、指定法人制度をめぐる抜本的改革の動向を見つつ、その情報公開の在り方について、引き続き検討をする必要がある。

なお、国の委託等を受けて事務事業を行う公益法人が引き続き一部存在することとなるが、これらの法人については、当面、委託等を受けて行っている事務事業や財務の内容等について、ディスクロージャーの充実に努める必要がある。また、行政機関が保有する当該法人に関するそれらの情報については、情報公開法に基づく開示請求制度の対象となる旨を周知する必要がある。

情報公開法の制度運営に関する検討会

座長	小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	藤 原 静 雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小 幡 純 子	上智大学大学院法学研究科教授
	曾 和 俊 文	関西学院大学法科大学院教授
	西鳥羽 和 明	早稲田大学大学院法務研究科教授
	堀 部 政 男	中央大学大学院法務研究科教授（第9回まで）
	三 宅 弘	弁護士、獨協大学法科大学院特任教授

検討経過

	開催日時	議題
第1回	平成16年4月27日(火)	山口総務副大臣あいさつ、座長互選、検討会の進め方、フリートーキング等
第2回	5月26日(水)	ヒアリング (日本弁護士連合会、情報公開クリアリングハウス、情報公開市民センター、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社)
第3回	6月14日(月)	ヒアリング(東京都、千葉県、大阪府)
第4回	6月22日(火)	ヒアリング(厚生労働省、国土交通省、外務省)、フリートーキング
<5月24日～6月30日> 総務省ホームページにおいて情報公開法に関する意見募集		
第5回	7月26日(月)	<公開> 検討範囲と枠組み
第6回	9月28日(火)	個別論点の検討
第7回	10月19日(火)	今井総務副大臣あいさつ、個別論点の検討
第8回	11月30日(火)	個別論点の検討
第9回	12月21日(火)	<公開> 論点についての全般的検討
第10回	平成17年1月25日(火)	改善を要すると考えられる事項についての討議
第11回	2月22日(火)	<公開> 報告書素案について
第12回	3月18日(金)	<公開> 報告書案について

資料1 訴訟に関する書類に係る具体的事案における審査会の判断

訴訟に関する書類に該当するとされた文書	訴訟に関する書類に該当しないとされた文書	答申番号
軍法会議記録		平成13第30号
押収品目録及び押収品目録交付書		平成13第57号
不起訴裁定書及び同原案並びに捜査報告書		平成14第29～46号
	証拠品事務規程5条に規定する領置票 (証拠品の品名、数量その他必要事項を記載されるもの)	平成14第136号
	鑑定留置請求処理簿 (鑑定留置状の請求、発布及び執行事務を処理するため作成されるもの)	平成14第417号
	精神障害者等処理簿 (精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判が確定したとき、検察官が都道府県知事に通報した事案の捜査・公判の状況等を記載して作成されるもの)	平成14第418号
被収容者により矯正施設の処置又は職員の行為に関して、民事訴訟の提起、告訴、人権擁護委員会への救済請求・人権侵犯申告、請願その他公の機関への申立てがされて場合の状況を取りまとめた文書及びその添付書類		平成15第31号 (刑務所長から矯正管区長へ報告した、被収容者による告訴、告発、提訴等報告)
告訴状	本文書	
告訴調書	訴状又は控訴状	
告訴取消調書	人権救済申立書	
要望書等	投書	
処分通知書	請願書	
	診断書	
	面接簿	
	人権相談票	
	被収容者身分帳簿	
	分類調査票	
提訴等の重要な処理経過及びてん末をとりまとめたものの本文書及び添付書類		
処分通知書	訴状却下命令	
送致書	「争訟事件の終了について(通知)」と題する書面	
証拠目録	「人権侵犯救済事件申立てに関する件(通知)」と題する書面	
上申書	電話書留簿送致票	
告訴調書	被収容者身分帳簿(視察表)	
告訴取消調書	「告訴状の処理結果について(参考送付)」と題する書面	
要望書等		
不起訴処分通知書 (不起訴裁定書等の不起訴記録から必要事項が転記されるものであって、検察官が作成し、告訴人等に交付されるもの)		平成15第129号
	不起訴処分に対する不服申立事件簿 (実務上、下級検察庁の不起訴処分に対して、上級検察庁の指揮監督権限の発動を求める不服申立てに関する事項を記載したもの)	平成15第215号
告訴状とともに送付された送付書や指示・連絡文書 (最高検察庁に提出された告訴状について、最高検察庁から当該検察庁に送付された経緯、当該検察庁が告訴に係る刑事事件の捜査をすることの相当性等が記載されたもの)		平成15第219号
不受理とされた告訴状及び直受事件処理票等の不受理記録一式		平成15第614号
	変死体発見受理簿	平成16第34号

注：内閣府情報公開審査会のHPにおいて同審査会答申を「訴訟に関する書類」でキーワード検索した結果をまとめた。

資料2 公益裁量開示の具体例

行政機関等	開示された情報	公益的に開示した理由
新潟大学	医学部病理学教室の(〇〇)教授の無届け兼業に対して学内で実施した調査報告文書」における当該教授の無届け兼業に至る経緯、報酬額、懲戒に関する部分の記載等	当時、新聞紙上で無届け兼業に関する記事が掲載されており、社会から新潟大学に対する信頼を損ねる可能性があったため、社会的に説明する責任があると判断され、法第7条を適用したものの。
農林水産省	BSE 感染源調査に基づく特定企業の飼料検査調査報告書に記載された企業名等法人情報 牛肉在庫緊急保管対策事業における事業実施主体の買い上げ先の業者名等法人に関する情報	BSE の感染源及び感染源経路の調査結果については、BSE 感染牛発生による畜産業界の低迷及び国民の不安感を解消する観点から明らかにしていく必要があると判断。 市場隔離牛肉を買い上げた買い上げ先の事業者名等については、牛肉在庫緊急保管対策事業に対する国民の不信感を解消し、本事業の所期の目的である消費者不安の払拭と流通の円滑化を達成する観点から明らかにしていく必要があると判断。
林野庁	行政改革推進事務局に提出され、同事務局が保有する特殊法人からのヒアリング資料役員の氏名、経歴、報酬等個人に関する情報	特殊法人等改革は現内閣の重要課題の1つであり国民の関心も極めて高いことなどから、国民が納める税金の使途の一環として、特殊法人の経営内容について適切な情報を開示する必要があると判断。
外務省	平成12年2月8日付外務大臣発在外公館長宛の「ローカル・ランク」の公電における請求者の氏名(請求者は当時当該在外公館の職員で、かつ職務が6級未満であり、同省の開示審査基準では氏名は不開示となる。)	経歴詐称との非難を受けていた請求者(自治体首長)が、当該在外公館において一等書記官の名称使用を認められていたことを証明するために請求したもので、同人の氏名が開示されなければ、開示請求者の首長としての地位が危うくなり、同自治体議会の運営に支障を来すおそれがあると判断。
厚生労働省	特定企業が平成14年度に届け出た労働安全衛生法第88条第4項及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に基づく計画届(労働安全衛生法第88条第4項及び労働安全衛生規則第90条第5号の3(ダイオキシン類対策措置法に係る廃棄物焼却炉等の解体等)に基づく計画届の有無及び内容) 本件文書には①工事の施工者名や②特定企業における独自の工事技術や作業手順等の技術的事項に係る数値等が記載されていたものである。	当該工事が行われる場所の周辺住民にとっては、周辺工事の実施に伴い汚染された空気・廃止等が工事現場の外部に拡散するおそれがあることから、環境汚染や健康障害等に関する不安は深刻な問題であり、また、当該地域で生産される農産物等へのいわゆる「風評被害」も懸念されるところである。 そして、このような周辺住民の不利益に鑑み、工事の計画の届出書類を開示して工法や作業手順等を開示することにより、汚染物質の拡散防止等周辺環境への配慮が適切に行われていることを明らかにすることは公益に資するものと考えられる。
日本銀行	退職者の再就職に係る文書一部職員(本店課長職担当以上等)に係る公にすることが予定されていない個人情報	不開示情報に該当する情報であるが、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるため
預金保険機構	退職者や出向者の再就職先に関する文書中の個人情報	同上
宇宙航空開発機構	技術文書のリスト(本資料は、技術文書件名、作成時期及び作成者名等が約1000ページに亘って記載)に記載された課長代理級以下の氏名(課長代理級以下の氏名については、法令の規定によっても慣行としても公にされおらず、かつ公にすることが予定されていない個人情報)	対象文書に記載された作成者名の数が著しく大量であり、作成当時の職位を調査・特定する作業には多大な時間を伴うことから、開示決定に著しい遅れを生じるおそれがあること、及び機構の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、法7条に基づき裁量的開示とした。

資料3 存否応答拒否が妥当でないと言われた答申の例

◆ 明治39年検務事件簿中の特定個人に係る記載部分の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（1号該当性）

「当該故人の犯罪歴の有無については、現に事実として公衆の知り得る状態に置かれているというだけでなく、処分庁の行った公表は、事後に当該情報が継続して公にされ続けることを前提としていたか、少なくともそれを容認していたものと考えられるのであり、個別の特殊事情に基づく一時的なものにすぎないとは言えない。よって、当該犯罪歴の有無は、慣行として公にされている情報に該当するものと認めるのが相当である。以上より、上記故人の犯罪歴の有無は、法5条1号ただし書イにより不開示情報から除外されているものと認められ、本件対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することにはならない（略）」

[審査会答申 13-9]

◆ 特定個人の氏名及び住所が記載された地方労災医員委嘱関係文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（1号該当性）

「当該労災医員の氏名を開示することは、国民に対する行政機関の説明責任を果たす上でも求められているというべきである。（略）このような観点からすると、本件対象文書に記載されている地方労災医員の氏名は「法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」というべきである。（略）以上によれば、特定の者が地方労災医員であることは、法5条1号イに該当し、これを開示するのが相当と認められる（略）。」

[審査会答申 13-172]

◆ 横浜北労働基準監督署が特定会社に出した行政指導文書及び同社からの是正報告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ・6号該当性）

「労働基準監督機関から行政指導が行われたという事実あるいは当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに、社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引先会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該会社の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。したがって、特定の会社に対して労働基準監督機関が行政指導を行ったという事実は、法5条2号イの不開示情報には当たらない。」

「単に労働基準監督機関から是正・指導を受けたことや当該会社が是正報告書を提出したという事実のみが公にされたとしても、労働基準監督署と当該会社との信頼関係が著しく損なわれ、自主的改善の意欲を削ぐこととなるとは認められない。したがって、監督指導業務の円滑な遂行に支障を及ぼすこととはならず、法5条6号には該当しない。」

[審査会答申 14-379]

◆ 特定の法人が提出した法人税に係る法人設立届出書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ・6号該当性）

「法人設立届出書等を提出した法人は、法人税法 148 条等に基づく法人としての義務を履行したものであって、その事実が明らかになることにより経済的その他何らかの利害が害されるということはおよそ考えられず、また、法人設立届出書等を提出しなかった法人は、上記規定に違反したものであって、その事実が明らかになることによつて取引上その他何らかの不利益を被ることになつても、受忍すべきものと考えられることから、正当な利益を害されたものとは言えない。したがつて、特定の法人設立届出書等を提出した事実の有無は、法 5 条 2 号イの不開示情報には当たらない。」

「当該文書の提出の有無が公にされないことについての納税者の期待ないし信頼は妥当なものとは言えない。このことからすると、特定の文書について法に基づき開示請求された場合、開示・不開示の決定がされることによりその事実の有無が公にされることになつても、そのことにより自主申告が少なくなつたりその他納税者の協力を得ることが困難になり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるような状況になるとは考えられない。したがつて、特定の法人が法人設立届出書等を提出した事実の有無は、法 5 条 6 号の不開示情報には当たらない。」

〔審査会答申 14-459。審査会答申 14-460 同趣旨〕

◆ 特定の会社から労働基準監督署に提出された解雇予告除外認定申請書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ・6号該当性）

「認定申請は、労働者を解雇するにつき当該労働者の側に責めに帰すべき事由があると判断する使用者が…法律上遵守することを要求されている手続であつて、この手続をとつたこと自体から当該労働者に帰責事由があることを確定するものではなく、その事由の有無は労基署長の認定に委ねられている。このようにしてみると、使用者が認定申請したこと自体から直ちに、当該使用者がモラルの低い労働者を雇用して信用上問題がある等の印象を取引先等に与えるおそれがあるとは言ひ難く、使用者の社会的評価を損なうおそれがあるとは認められない。したがつて、特定の会社が認定申請をした事実の有無の情報は、法 5 条 2 号イの不開示情報には該当しない。」

「単に当該会社が認定申請をした事実の有無のみが公にされたとしても、そのことをもつて労基法に定める手続を省略して即時解雇が行われることになるとまでは認められない。したがつて、特定の会社が認定申請をした事実の有無の情報は、それを公にしたからといって、解雇予告除外認定制度の適正な運営、解雇予告制度の遵守に支障を及ぼし、ひいては労働基準監督行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、法 5 条 6 号の不開示情報には該当しない。」

〔審査会答申 14-461。審査会答申 14-462 同趣旨〕

◆ 労働基準局の司法処理基準に関する通達の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（4号・6号該当性）

「司法処分が「司法処理基準」として文書の形で定められたものに基づき行われているものであるのか、労働基準監督官の裁量により行われているものであるのかが明らかにならなくても、司法処分になった事案を収集することにより、おおむね、労働関係法令違反のうち司法処分となる事案とそうでない事案とを類型化することは可能であり、諮問庁の主張する事態は、司法処理基準なるものの存否を明らかにした場合に限らず、現状でも生じ得るものと認められる。 そうだとすると、本件対象文書の存否が明らかになったとしても、そのことにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認め難く、また、検査事務という性格を持つ監督指導業務に適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難いものというべきである。」

[審査会答申 15-91。審査会答申 15-92 及び審査会答申 15-93 同趣旨]

◆ 行政処分を受けた特定の会社に関する農林水産省及び林野庁幹部職員と特定の国会議員等との面談記録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（4号該当性）

「仮に本件対象文書に該当する文書が存在すると応答したとしても、本件会社に関する面談録が存在することは明らかになるが、必ずしも特定の職員と特定の相手方が一定の内容の面談等をしたという事実まで明らかになるものと言うことはできない。 そうである以上、捜査機関の活動との関係を考えたとしても、単に本件対象文書に含まれる何らかの本件会社に関する面談録についてはいまだ林野庁が保有しているとの事実が公になるにすぎず、このような事実が公にされたとしても、そのことで被疑者・被告人側の防御を容易にし、罪証隠滅を招くおそれがあると言うことはできない。したがって、本件対象文書の存在を明らかにすると、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすと認められるとの諮問庁の判断には相当の理由があると言うことはできない。」

[審査会答申 15-124]

◆ 特定地番に係る土地建物等の収容等に係る譲渡所得の特例適用の適否について事業施行者と税務署とが協議した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（1号・6号該当性）

「（公にされている）上記通知文の内容を考慮すれば、特定地番の土地の買取りに関して鈴鹿市と鈴鹿税務署が事前協議を行ったとしても不自然ではないと解される。 したがって、特定地番の土地の買取り等に関して鈴鹿市と鈴鹿税務署が協議を行ったという事実の有無は、法5条1号ただし書イにいう「慣行として公にすることが予定されている情報」に該当するというべきである。（略）以上のことから、

諮問庁が法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき開示請求を拒否すべきとしたことについては、取り消すべきである（略）。」

「事業施行者が税務署と事前に協議を行うことを税務当局が求めていることは公にされているところである。（略）これらの状況を考慮すれば、特定地番の土地に関して鈴鹿市と鈴鹿税務署の協議の有無が公にされることになっても、税務当局に対する信頼を失墜させ、事業施行者及び当該被買収者を含めた納税者の理解と協力が得られない事態を招き、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるような状況になるとは考えられない。したがって、特定地番の土地に関して鈴鹿市と鈴鹿税務署の協議の有無は、法5条6号の不開示情報には当たらない。（略）以上のことから、諮問庁が法5条6号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき開示請求を拒否すべきとしたことについては、取り消すべきである（略）。」

〔審査会答申 15-132。審査会答申 15-133 同趣旨〕

◆ 特定の郵便局の職員に係る懲戒処分説明書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（1号本文後段該当性）

「本件対象文書の存在を答えることによって推測が可能となる情報は、当該被処分者が懲戒処分を受けたという事実のみであって、処分や非違に関する具体的内容までが明らかになるものではなく、当該被処分者の権利利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。（略）以上のことから、仮に本件対象文書に該当する文書が存在するとし、その存在を答えたとしても、そのみでは、特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することとなるとは認められない。」

〔審査会答申 15-214〕

◆ 日本の核政策に関する基礎的研究の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（3号・6号該当性）

「本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになるものではなく、また、相当長期間経過していることにかんがみれば、核政策というテーマの重要性を考慮に入れたとしても、その存否を答えることが現時点において我が国の情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等を明らかにすることとなるとは考えがたく、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報に該当するとは言えない。」

「本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、相当長期間経過していることにかんがみれば、現時点において関係者に対し圧力がかけられるなど悪影響を及

ぼすおそれ、又は調査に対する何らかの抵抗・妨害措置が具体的に講じられるなどのおそれがあるとも認めがたいことから、本件対象文書については、その存否が明らかになったとしても、今後の同種の調査研究業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。」

[審査会答申 15-237]

- ◆ 特定会社が健康保険・厚生年金保険の新規適用とされてから適用を取り消されるまでの前後の状態を明記した事務書類一式の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ該当性）

「ある事業所につき新規適用の取消しがされた事実が明らかになることにより、当該事業所を営む法人が消極的、否定的な印象を持たれる場合があることは否定できないが、それが一般的であるとは認められず、それをもって、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。」

[審査会答申 15-270]

- ◆ 特定会社に対する貸付金額、利率、担保物件の明細の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ該当性）[独立行政法人等情報公開法関係]

「特定会社が有価証券報告書に諮問庁との取引があることを記載していることは、同社自身が諮問庁との取引があることを公開していると言えるものであり、そのことは、とりもなおさず、諮問庁の側でその事実を法に基づいて開示すること、ひいては上記のように企業イメージについて何らかの影響をうけることがあることを事実上自認していると言うことができる。よって、諮問庁と特定会社の取引の有無は、公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えず、法5条2号イの不開示情報には当たらない。」

[審査会答申 15-(独)3]

- ◆ 特定学校法人への融資の貸付条件変更に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（2号イ・4号該当性）[独立行政法人等情報公開法関係]

「特定の学校法人が事業団から受けた融資に係る貸付条件の変更を申請したという事実の有無については、本件特定学校法人自らが再建計画の一部として記者会見を行い、学長が市販されている刊行物に詳細な手記を掲載しているなど、既に明らかにされていることを当審査会において確認したところである。このような特段の事情があつて当該事実の有無が明らかになっている以上、当該事実の有無は、それを公にすることにより、特定の学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、法5条2号イの不開示情報に該当するものとは認められない。」

「特定の学校法人が事業団から受けた融資に係る貸付条件の変更を申請したという事実の有無が明らかになっており、また、諮問庁において法に基づき開示・不開

示の決定をする限りにおいて守秘義務違反の問題は生じないと解される以上、当該事実の有無は、それを公にすることにより、本件特定学校法人との信頼関係を損なうおそれがあるとは言えないことから、法5条4号トの不開示情報を開示することになるとは認められない。」

〔審査会答申 15-(独)214〕

資料4 各行政機関における権限及び事務の委任の状況

行政機関名	委任された機関の長
内閣官房	内閣総務官、内閣官房副長官補(3)、内閣広報官、内閣情報官
内閣法制局	
安全保障会議	
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	
特殊法人等改革推進本部	
都市再生本部	
構造改革特別区域推進本部	
知的財産戦略本部	
地球温暖化対策推進本部	
人事院	事務総長、局長(4)、公務員研修所長、地方事務局長(8)、沖縄事務所長、国家公務員倫理審査会事務局長
内閣府	大臣官房長、賞勲局長、男女共同参画局長、国民生活局長、沖縄振興局長、政策統括官(7)、食品安全委員会事務局長、原子力安全委員会事務局長、国会等移転審議会事務局長、情報公開審査会事務局長、道路関係四公団民営化推進委員会事務局長、経済社会総合研究所長、迎賓館長、北方対策本部長、国際平和協力本部事務局長、沖縄総合事務局長
宮内庁	
公正取引委員会	事務総長、事務総局経済取引局長、事務総局経済取引局取引部長、事務総局審査局長
国家公安委員会	
警察庁	警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長(7)、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長
防衛庁	地方運送部長(7)(※1)
防衛施設庁	防衛施設局長(8)、防衛施設支局長(3)
金融庁	証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長
総務省	自治大学校長、情報通信政策研究所長、統計研修所長、日本学術会議事務局長、管区行政評価局長(7)、四国行政評価局長、行政評価事務所長(38)、沖縄行政評価事務所長、総合通信局長(10)、沖縄総合通信事務所長
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局長
消防庁	消防大学校長
法務省	中央更生保護審査会委員長、法務総合研究所長、矯正研修所長、入国者収容所長(3)、矯正管区長(8)、地方更生保護委員会委員長(8)、法務局長及び地方法務局長(50)、地方入国管理局長(8)、保護観察所長(50)
公安審査委員会	
公安調査庁	公安調査局長(8)
検察庁(59)	
外務省	
財務省	財務局長(9)、福岡財務支局長、税関長(8)、沖縄地区税関長
国税庁	国税局長(11)、沖縄国税事務所長、税務署長(524)、税務大学校長、税務大学各校研修所長(12)、国税不服審判所長、国税不服審判所各支部首席国税審判官(12)(注2)
文部科学省	国立教育政策研究所長、科学技術施策研究所長、日本学士院長
文化庁	日本芸術院長
厚生労働省	検疫所長(13)、国立がんセンター総長、国立循環器病センター総長、国立精神・神経センター総長、国立国際医療センター総長、国立成育医療センター総長、国立長寿医療センター総長、国立医薬品食品衛生研究所長、国立保健医療科学院長、国立社会保障・人口問題研究所長、国立感染症研究所長、国立児童自立支援施設長(2)、国立光明寮各センター所長(4)、国立保養所各センター所長(2)、国立秩父学園長、国立身体障害者リハビリテーションセンター総長、地方厚生局長(7)、四国厚生局長、都道府県労働局長(47)
中央労働委員会	中央労働委員会事務局長
社会保険庁	地方社会保険事務局長(47)
農林水産省	農林水産政策研究所長、植物防疫所長(4)、那覇植物防疫所長、動物検疫所長、動物医薬品検査所長、農林水産研修所長、地方農政局長(7)、北海道農政事務所長、北海道統計・情報事務所長
林野庁	森林技術総合研修所長、森林管理局長(7)
水産庁	漁業調整事務所長(6)
経済産業省	経済産業局長(8)、電力・ガス事業北陸支局長、通商事務所長(3)
資源エネルギー庁	鉱山保安監督部長(5)、鉱山保安監督部支部長(3)、那覇鉱山保安監督事務所長
特許庁	
中小企業庁	
国土交通省	国土交通政策研究所長、国土技術政策総合研究所長、国土交通大学校長、航空保安大学校長、国土地理院長、小笠原総合事務所長、地方整備局長(8)、北海道開発局長、地方運輸局長(9)、運輸監理部長、地方航空局長(2)、航空交通管制部長(4)
船員労働委員会(12)	船員中央労働委員会事務局長、船員地方労働委員会事務局長(11)
気象庁	気象研究所長、気象衛星センター所長、地磁気観測所長、気象大学校長、管区気象台長(5)、沖縄気象台長、海洋気象台長(4)
海上保安庁	海上保安大学校長、海上保安学校長、管区海上保安本部長(11)
海難審判庁	海難審判事務所長
環境省	
会計検査院	事務総長

※1 窓口又はオンラインによる開示請求の受付事務、開示の実施事務及び手数料の徴収事務に限る。また、これらの事務については、防衛庁長官も行うことができる。

※2 委任先に対する開示請求の受付事務については、国税庁長官も行うこともできる。

(注) 本表はそれぞれの機関の長に権限等を委任している機関の数を列記したものであり、設置されている窓口数は上記の数より多い。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年五月十四日法律第四十二号)

[平成 17 年 3 月 31 日現在]

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 行政文書の開示 (第三条―第十七条)
- 第三章 不服申立て等
 - 第一節 諮問等 (第十八条―第二十条)
 - 第二節 情報公開審査会 (第二十一条―第二十六条)
 - 第三節 審査会の調査審議の手続 (第二十七条―第三十五条)
 - 第四節 訴訟の管轄の特例等 (第三十六条)
- 第四章 補則 (第三十七条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、民主主義の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示

(開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護す

るため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみな

す。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（独立行政法人等への事案の移送）

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。
- 3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」

という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。（開示の実施）

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（権限又は事務の委任）

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 不服申立て等

第一節 諮問等

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいず

れかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。）に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第二節 情報公開審査会

（設置）

第二十一条 第十八条及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

（組織）

第二十二条 情報公開審査会は、委員十二人をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

（会長）

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（合議体）

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

（事務局）

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三節 審査会の調査審議の手続

（審査会の調査権限）

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定により情報公開審査会に諮問をした独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）に対し、開示決定等（独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を含む。第三項において同じ。）に係る行政文書又は法人文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は法人文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、

当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書又は法人文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十二条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令（第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則）で定める。

第四節 訴訟の管轄の特例等

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移

送することができる。

第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十七条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十八条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第四十条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十一条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十三条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

IV-C 開示決定等

1 各府省における運用状況

(1) 開示決定等の期限に係る手続の適用状況

(単位：件、%)

	受付事案	手続区分別の内訳					
		法第10条第1項の手続(30日以内に処理)を採った事案		法第10条第2項による延長手続を採った事案		法第11条による特例規定を適用した事案	
平成13年度	46,973	38,141	(81.2)	5,784	(12.3)	3,048	(6.5)
14年度	58,563	52,300	(89.3)	4,884	(8.3)	1,379	(2.4)
15年度	70,792	63,039	(89.0)	6,933	(9.8)	820	(1.2)
計	176,328	153,480	(87.0)	17,601	(10.0)	5,247	(3.0)

(注) 途中で取り下げられた事案及び事案の全部を他の機関に移送して自ら開示決定等を行う必要がなかった事案を除く。

(2) 開示決定等の期限までに開示決定等がされなかったもの

ア 30日以内に処理することとした事案及び第10条第2項による延長手続を採った事案のうち、その期限までに開示決定等がされなかったものの割合

(単位：件、%)

	対象事案数	うち、期限までに開示決定等がされなかったもの	
平成13年度受付事案	43,925	78	(0.18)
14年度受付事案	57,184	96	(0.17)
15年度受付事案	69,972	87	(0.12)
計	171,081	261	(0.15)

(注) 途中で取り下げられた事案及び事案の全部を他の機関に移送して自ら開示決定等を行う必要がなかった事案を除く。

イ 期限までに開示決定等がされなかった事案の期限を超過した日数

(単位：件、%)

	1週間以内	1か月以内	3か月以内	3か月超	計
事案数	101	84	41	35	261
(比率)	(38.7)	(32.2)	(15.7)	(13.4)	(100)

2 期限までに開示決定等がされなかった事案の例

第10条1項関係

行政機関	対象行政文書等	事務処理の経過	開示・不開示の区分等	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	ファイル名「佐藤総理訪米」1964年8月1日、11月1日、12月1日作成。佐藤首相訪米の際、65年1月、ニューヨークにおけるウ・タント国連事務総長及びスチブソン米国連代表との会談の記録（特に、インドネシア、ベトナム、及び中国代表権に関する部分）、並びに、これらの会談に備える日本政府部内の準備資料（調書、発言要領）	受付：H15.5.6 期限： 15.6.5 決定： 15.11.5 （超過153日）	1文書：部分開示 不開示理由 5条3号 開示文書量 4枚 3文書：不存在	対象文書が含まれる関係ファイル数が膨大で、対象文書の探索に予想外の時間を要したこと、同時期に主管課室の関係する多数の開示請求を受け付けたこと、外交日程により主管課室の他の業務が繁忙となったこと、対象文書の内容につき慎重に審査する必要があったことから、審査に長期間を要することとなった。
	自衛隊のイラク派遣により想定される国内的、国際的な功罪（例えば派遣によって将来の自衛隊のより広く、大きな海外派遣をするための実績に利用されることの可能性の有無など）を検討したすべての項目についての内容が分かる文書（資料を含む。）	受付：H16.2.17 期限： 16.3.18 決定： 16.3.29 （超過11日）	不存在	主管室が他の所掌事務により多忙を極めており、対応が遅れてしまった。
国税庁	公示関係書類	受付：H15.7.9 期限： 15.8.8 決定： 15.8.27 （超過19日）	A4判文書3枚 開示	郵送による請求で、受理した事績を整理簿に記載することを忘れ、期限後に記載漏れを確認したため。
環境省	容器包装リサイクル法の改正を求める意見書を提出した議会の名称、提出年月日など	受付：H16.2.10 期限： 16.3.11 決定： 16.3.18 （超過8日）	A4判文書179枚 開示	対象文書の探索・特定に時間を要した上、文書のカウントを誤ったため。

第10条2項関係

行政機関	対象行政文書等	事務処理の経過	開示・不開示の区分等	延長期限内に開示決定等がされなかった理由
外務省	国際人権B規約第1選択議定書の締結問題を検討するため政府において平成11年に発足した研究会に係る一切の記録【2004-00057】	受付：H16.1.13 延長決定： 16.2.9 起案： 16.2.16 期限： 16.3.13 決定： 16.7.9	60文書：部分開示 不開示理由 5条1、3、5及び6号 開示文書量 2,557枚	対象文書が大量であるにもかかわらず、当初は30日の期限延長で対応可能と判断したが、審査の途中で、開示の可否を慎重に審査する必要が判明した。さらに関係省庁との協議にも予想以上の時間を要したこと、主管課室が国際会議により繁忙を極めたことから、当初の予定から大幅に遅れて決定を行うこととなった。
	「沖縄住民の国政参加」が第15回日米協議委員会（昭和43年10月9日）の公式課題となりました。しかし、国政参加に関して第13回及び第14回日米協議委員会の前後にも非公式なやりとりがあったと思われる。特に昭和43年2月、4月（17日前後）、5月（後半）、6月（後半）、7月（前半、特に11日）、8月（全て）の日米琉やりとりにおいてであります。【2003-0714】	受付：H15.12.16 延長決定： 16.1.14 期限： 16.2.24 起案： 16.3.18 決定： 16.3.26	5文書：部分開示 不開示理由 5条3号 開示文書量 23枚	当初は30日の期限延長で対応可能と判断したが、対象文書が含まれる関係ファイルの数が膨大で、対象文書の探索に時間を要したこと、同時期に主管課室の関係する多数の開示請求を受けたこと、外交日程により主管課室の他の業務が繁忙となったことから、結果的に当初の予想を大幅に上回る審査期間を要することとなった。

3 期限までに開示決定等がされなかった理由

◆ 第10条第1項の手続を採った事案で、30日以内に開示決定等がされなかったもの

件名	受付年月日	期限	超過日数	理由
川口大臣の外遊回数、訪問回数および宿泊日数とその経費総額（平成13年）	H15.4.21	H15.5.21	36	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため
ファイル名:「佐藤総理訪米」1964年8月1日、11月1日、12月1日作成 佐藤首相訪米の際、65年1月、ニューヨークにおけるウ・タント国連事務総長及びスチブソン米国連代表との会談の記録(特に、インドネシア、ベトナム、及び中国代表権に関する部分)、並びに、これらの会談に備える日本政府部内の準備資料(調査、発言要領)	H15.5.6	H15.6.5	153	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
自衛隊のイラク派遣により想定される国内的、国際的な功罪（例えば、派遣によって将来の自衛隊のより広く、大きな海外派遣をするための実績に利用されることの可能性の有無など）を検討したすべての項目についての内容が分かる文書（資料を含む。）。	H16.2.17	H16.3.18	11	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため
大平正芳外相と中国首脳の間談記録（1973年廖承志中日友好協会会長と。1973年陳楚駐日大使と。1974年姬鵬飛外相と）	H16.2.19	H16.3.20	11	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
公示関係書類	H15.7.9	H15.8.8	19	郵送による開示請求があったものを整理簿に記載し忘れ、確認が遅れたため
大学における警備の仕様書及び入札結果一覧	H15.8.26	H15.9.25	22	開示内容の確認と資料調査の事務的遅延
石川運輸支局において平成13年度に継続検査を受検した自動車の継続検査申請書他19件	H15.6.20	H15.7.22	2	期日を誤認していたため
容器包装リサイクル法の改正を求める意見書を提出した議会の名称、提出年月日など	H16.2.10	H16.3.11	8	開示請求文書のカウントの誤り

◆ 第10条第2項の延長手続を採った事案で、延長した期限までに開示決定等ができなかったもの

件名	受付年月日	期限	超過日数	理由
看守勤務表 (H13 福岡拘置所、ただし、平成13年11月28日分及び同年3月13日分) 11件	H15.8.29	H15.11.20	26	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正緊急報告 (H12～H14 福岡拘置所 ただし、被収容者告訴、告発、提訴等) 3件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正臨時報告 (H12～H14 福岡拘置所 ただし、被収容者告訴、告発、提訴等) 3件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正緊急報告 (H13 福岡拘置所 ただし職員傷害速報) 1件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
矯正定期報告 (H12～H14 福岡拘置所 ただし、職員等による告発報告) 3件	H15.9.18	H15.11.29	122	同時期に多数の開示請求が集中したため
福岡拘置所 国有財産台帳 1件	H15.10.1	H16.1.24	67	同時期に多数の開示請求が集中したため
福岡拘置所 国有財産台帳付属書類 1件	H15.10.1	H16.2.25	35	同時期に多数の開示請求が集中したため
電気設備等保安点検記録簿 (H14 福岡拘置所) 1件	H15.10.1	H16.1.24	67	同時期に多数の開示請求が集中したため
貴省欧州局において平成14年10月から12月に支出された「諸謝金」について支出決定簿または支出一覧表、支出を申請した文書、支出を決定した文書、支払先が作成した見積書・請求書または領収書	H15.4.24	H15.6.23	7	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため
政府統一見解(内閣衆質156第68号 平成15年7月15日)において「外務省においては、秘密文書の指定を、情報公開法第五条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が含まれると判断される文書のうち、関係者以外の者にその内容が知られておらず、かつ秘密保全の必要がある文書に対して行うものとしたところである」とする、その関連規則の全て	H15.8.19	H15.10.18	5	当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1969年7月1日より アジア・太平洋地域大使会議議事録	H15.9.4	H15.11.3	46	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1968年5月28日より アジア・太平洋地域大使会議 (議事録)	H15.9.4	H15.11.3	46	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1970年 アジア・太平洋地域大使会議議事録	H15.9.4	H15.11.3	15	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1971年 アジア・太平洋地域大使会議議事録	H15.9.4	H15.11.3	15	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため

昭和48年4月付で外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」およびその後の改定版	H15.9.8	H15.11.7	7	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1956年2月26日、日本赤十字と国際赤十字との間で交わされた覚書。韓国、北朝鮮と日本に居住、あるいは抑留中の外国人送還は実現されるべきであり、日赤と国際赤十字はこのために協力するという内容。	H15.10.3	H15.12.2	16	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
斉藤大使 1995.11.10	H15.10.6	H15.12.5	117	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間03年8月1日～9月末日、電子データで存在するものについては電子データでの提供を希望）。	H15.10.10	H15.12.9	3	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため
沖縄移住行政／在ボリヴィア沖縄人に関する米国・ボリヴィア移住協定 1958.5.2	H15.10.20	H15.12.19	21	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
アジア移住 1957.1.10	H15.10.20	H15.12.19	6	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1957年の3月～6月にかけて開催された「経済外交懇談会」の議事録 特に、第一回（3月15日）、第二回（3月28日）、第三回（4月17日）	H15.10.24	H15.12.23	2	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため

1950年代の沖縄政策に関する文書	H15.11.6	H16.1.13	78	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第1回関係(1965年1月1日作成)	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第2回関係(1966年3月1日)作成 サブ関係のみ	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第3回関係(1967年9月1日作成) サブ関係のみ	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
日本・インド間外交関係 日印定期協議関係 第4回関係(1968年11月1日作成) サブ関係のみ	H15.11.10	H16.1.9	12	<p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
1945.9.25に行われた昭和天皇/New York Times記者との会見記録(別添事由書参照)	H15.11.12	H16.1.11	18	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p>
ベトナムにおける日本政府・UNICEF連携によるマルチ・バイ協力事業の実施に関する合意文書(予防接種拡大計画に関するもの。もし複数存在すれば、最新のもののみ)(英語または日本語)	H15.11.19	H16.1.18	4	<p>当初予想していたよりも多大な作業をとらなう審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
1958年12月7日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書(会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む)	H16.1.16	H16.3.16	1	<p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>

1959年3月6日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	15	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年4月13日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	14	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年3月13日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	7	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年7月6日に岸首相と藤山外相、マッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	13	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため
1959年7月13日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	13	開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため 同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため 当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため

1959年10月21日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書（会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む）	H16.1.16	H16.3.16	14	<p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
赤十字国際委員会/北朝鮮帰還問題 1967年7月1日作成	H16.1.16	H16.3.16	13	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
1963年12月1日～1969年1月20日（ジョンソン政権期）に発電された「ベトナム戦争」に関する以下の公電（1）駐米大使発外務大臣宛の請訓電（2）外務大臣発駐米大使宛の訓令電・回訓電（3）外務大臣と駐日アメリカ大使の会談録若しくは報告電（4）米國務長官と駐米大使の会談録若しくは報告電	H16.1.22	H16.3.22	9	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
「沖縄返還協定疑問解答」	H16.1.9	H16.3.9	22	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>
国際人権B規約第1選択議定書の締結問題を検討するため政府において平成11年に発足した研究会に係るいっさいの記録	H16.1.13	H16.3.13	18	<p>開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため</p> <p>開示請求処理のタイミングと同時期に他の所掌事務が繁忙を極めたことにより、開示請求処理に予想外の時間を要したため</p> <p>当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため</p>

4 期限が迫ってから事案の移送がされた例

◆ 事例

H16.6.23 A 大臣に開示請求

<請求する行政文書の名称等>

「〇〇調査に関する文書(2004年6月分)国立大学の大型医療機械等整備のうち、調査対象国立大学法人から提出された〇〇調査票」

H16.7.21 A 大臣から開示請求者に期間の延長について通知
(平成16年8月23日まで)

同日 A 省から各大学に事案を移送するための担当部署、連絡先等を照会

H16.8.6 A 大臣から関係大学長に事案の移送について通知

H16.8.13 B 大学において事案の移送通知を受領

H16.8.23 B 大学長から開示請求者に開示決定通知書を送付

5 各府省における特例規定の運用状況

(1) 特例規定の適用状況

(単位：件、%)

	延長手続を採ら なかった事案	法第10条第2項 による延長手続 を採った事案	法第11条による 特例規定を適用 した事案	計
平成13年度 受付事案	38,141 (81.2)	5,784 (12.3)	3,048 (6.5)	46,973 (100)
14年度 受付事案	52,300 (89.3)	4,884 (8.3)	1,379 (2.4)	58,563 (100)
15年度 受付事案	63,039 (89.1)	6,873 (9.7)	820 (1.2)	70,732 (100)

(注) 1 途中で取り下げられた事案及び事案の全部を他の機関に移送して自ら開示決定等を行う必要がなかった事案を除く。

2 「平成14年度における情報公開法の施行状況について」及び「平成15年度における情報公開法の施行状況について」の特別調査事項による。以下同じ。

(参考) 特例規定を適用した事案が多い省庁における年度別適用件数

	防衛庁	金融庁	郵政事業庁	外務省	国税庁	国土交通省
13年度受付事案	56	1,543	627	479	129	0
14年度受付事案	143	25	68	816	68	103
15年度受付事案	181	0	—	375	18	7

(2) 「相当の部分」の開示決定等

(単位：件、%)

	対象事案数	相当の部分について60日 以内に開示決定等がされ ていないもの
平成13年度又は14年度の受付事案	4,427	1,649 (37.2)
15年度の受付事案	820	256 (31.2)

○ 相当の部分について60日以内に開示決定等がされなかった理由

- ・ 大量の開示請求が同一担当課室に重なったため60日以内に相当の部分について開示決定等するために審査すべき行政文書の量も膨大となり、審査が間に合わなかった等

(3) 「相当の期間」の遵守状況

ア 開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかった事案

(単位：件、%)

	対象事案数	期限を超過	
平成13年度又は14年度の受付事案	4,427	802	(18.1)
15年度の受付事案	820	18	(2.2)

(注) 平成16年3月31日までに通知した期限が到来したものに限る。

イ 15年度受付事案で、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの（18件）の内訳

	1週間以内	1か月以内	3か月以内	3か月超	計
外務省	4	7	2	2	15
国土交通省	0	0	3	0	3

6 法第11条適用事例に関する判決の例

- ◆ 開示決定等をしないことの違法確認を求めた訴訟の提起後に開示決定等がされたことから訴えは却下されたものの、訴訟費用を被告に負担させることとした判決

「被告は、平成13年8月6日（略）付けで、原告に対し、「開示決定等の期限の延長等について」と題する情報公開法11条所定の通知を行ったものの、本件開示請求から60日目である同年9月4日になっても、同法11条によって命じられた相当の部分の行政文書の開示決定等を行うことなく、また、同通知に示した期限である同年10月4日までも本件行政文書について全く開示決定等がされなかったことが認められる。そして、原告が本件開示請求後187日目の平成14年1月9日に本訴を提起し、第1回口頭弁論期日が同年3月5日と定められると（略）、本件開示請求の日から実に235日目である同年2月26日に至って、ようやく本件開示決定等を行ったものである。

以上の経緯に照らせば、原告の本訴の提起は原告の権利の伸張に必要であった行為といふべきであるから、訴訟費用は被告に負担させるのが相当である。」

[東京地判平14年4月22日「公文書開示不開示処分をしないことの違法確認請求事件」]

[外務大臣関係]

7 大量の文書が開示請求された例

開示請求件名等	対象文書 量	受付 年月日	「相当の部 分」の開示決 定等	相当の期 間	開示決定等
警視庁（機動隊分）、長崎警察本部等に係る平成7年度から12年度の総理府所管一般会計の計算証明書類（6件）	201,367枚	H13.5.10	H13.7.9 1,194枚	1年7か月	H14.12.19：200,173枚
日本長期信用銀行の特別公的管理に係る諸業務諸事務を議題とした金融再生委員会提出資料	5,858枚	H13.6.28	H13.7.27 4,759枚	8か月	H13.9.28：168枚 H13.12.28：660枚 H14.3.29：271枚
① 第151回通常国会 電気通信事業法等の一部を改正する法律に関する国会提出資料、政党提出資料、逐条解説、想定問答、内閣法制局提出資料、各省庁間協議及び合意文書、審査に関する起案文書 ② 第154回通常国会 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法等に関する法律の一部を改正する法律に関する国会提出資料、政党提出資料、逐条解説、想定問答、内閣法制局提出資料、各省庁間協議及び合意文書、審査に関する起案文書	①11,364枚 ②9,267枚	H15.8.1	H15.9.29 ①243枚 ②541枚	6か月	H16.1.30： ①11,121枚 ②8,726枚
本庁、管内支部、区検を含む全職員分の平成10年度から同14年度までの旅費請求書	17,730枚	H15.6.20	H15.8.19 274枚	6か月	H15.12.2：10,211枚 H15.12.22：7,245枚
審理事例検索システムに保存された行政文書のすべて ○ 税法に関する法令・通達等、審理事例等をデータベース化したもの	14,951件分	H14.2.4	H14.4.5 30枚 （目次に該当する部分）	5年	H14.12.20： 63.1KB（29枚分） H16.4.23： 12.69MB（9,559枚分） H16.9.15： 1.16MB（789枚分） 引き続き処理中 （現在約1/3を処理）
「サリドマイド訴訟綴」に入っている行政文書のすべて	10,689枚	H14.7.22	H14.9.20 2,130枚	約2年 （H16.7.31まで）	H16.7.30：8,559枚
原子力関係施設使用前検査要領・各種申請書等	ファイル約250冊 （約69,000頁）	H14.7.31	H14.9.27 約1900枚	2年半 （H17.3.31まで）	現在処理中

8 特定の課室に多数の開示請求が集中した例

	集中の状況	対応状況等
1	1日に73件。合計で1,960枚の文書量	97%について特例延長。3か月以内にすべて開示
2	平成13年4月2日～4月12日までの間に受け付けた件数956件。最終的に開示した文書量A4版文書75,280枚	956件中952件について特例による延長を実施
3	2003年1月6・7日の2回にわたり、同一請求者から48件（いずれも行政文書ファイル件名を指定しての請求で、ファイル1件あたりの文書量は平均約500枚。）の開示請求が行われた。全て主管課室は同一。なお、この請求者は上記とは別に、2002年に75件、2004年に28件のファイル件名を指定した請求を行っている。（主管課室は上記48件とは異なるが、すべて同一。）	開示請求者に対し、開示審査に莫大な労力と時間を必要とする旨を説明し、対象文書の絞り込みを求めたが、請求者は「何年かかってもよいから、全てについて決定してほしい」との意向。このため、全てについて期限の特例を適用。「相当の期間」として1年～2年間を設定し、順次開示審査を行ってきているが、作業が予想以上に膨大であり、何件かについては当初設定した「相当の期間」を超過して決定を行う結果となっている。
4	6月下旬に提出される文書について請求の時期が集中した。	期限を延長した。
5	平成16年4月22日から6月1日の間に15件の開示請求があり、対象文書は約250頁に及んだ。また、不開示決定しようとした情報についても、当該理由の整備、前例の検索、省内意思決定手続に時間を要し、かつ、担当官の本来業務の多忙のため、連日、深夜まで勤務する状況であった。	新聞、テレビなど、マスコミなどで報道されていた事案であったため、速やかに開示する方針で臨んだが、第三者への意見照会（1件）及び文書の特定（1件）のために、期限の延長を行った。
6	同一の案件について請求が例えば1か月の間に15件というように一つの担当課に集中しており、しかも一件当たりの開示請求について意見照会を行わなければならない第三者が数百社を超えるようなケースが多く、担当者は本来の通常業務が全く出来ない状況にある。	担当者が意見照会やその取りまとめにあっているところ。
7	開示請求が集中した期間：平成16年2月2日から2月27日の間 その間に受けた件数：56件 文書量：48,359KB	期間の延長手続はしていない。
8	平成16年2月13日一日で28件の開示請求、16,919枚の文書量（A4版5,851枚、A3版3枚、B5版7,675枚、B4版文書3,390枚）、国会対応・法律改正・各種審議会等により手が足りない状況	60日以内に開示決定するには余りにも請求件数が多く通常業務にも支障を来すことから、開示決定の期限を半年間延長することとし、その間に対応できたものを順次開示していくこととした。
9	H16.2月末、約200件、A4換算約500枚程度、決算期のため繁忙期に当たる。	開示請求者へ説明の上、事業繁忙を理由に一部30日延長手続を行った。

- ◆ 同一課室に開示請求が集中し対応が困難であったため、その一部を法第 11 条による特例規定を適用して延長したが、相当の期間後に対象文書は不存在であったとして不開示決定がされた例

<経緯>

平成 13 年 4 月 3 日に、同一課に 15 人の請求者から計 104 件の請求を受け、法第 10 条 2 項による期限の延長を行ってもそのすべてについて 60 日以内に開示決定等を行うことが困難なため、うち 33 件について法第 11 条による期限の特例規定を適用し、最長で同年 10 月 15 日までに開示決定等をする旨通知したが、このうち 2 件について、通知した期限である同年 10 月 1 日に対象文書は不存在であるとして不開示決定を行った。

<請求対象文書>

1946 年（昭和 21 年）及び 1947 年（昭和 22 年）の 2 年間にわたって外務省が、原爆障害調査委員会の設立に関して、①米国政府・機関から受け取った文書とそれに附帯する資料一切、②国政府・機関から受け取った文書の内容について、外務省内で開いた検討会議の記録・配付資料及びその会議の結果の報告書、③厚生省に送付した文書とその附帯資料一切、④厚生省から受け取った文書とその附帯資料一切並びに⑤米国政府・機関に送付した文書とその附帯資料一切（いずれも写真、フィルム、磁気テープなどを含む。）

<審査会答申>

「本件開示請求を受けた諮問庁は、異議申立人に対し、平成 13 年 4 月 25 日付けの「開示決定等の期限の延長等について（通知）」により、本件対象文書について「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との理由から、平成 13 年 5 月 31 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成 13 年 10 月 1 日までに開示決定等する予定です。」と記載し、法 11 条の規定による開示決定等の期限の延長を通知した。

また、外務省は、平成 13 年 6 月 1 日付け「開示決定等に関するお知らせ」と題する文書により、異議申立人に対し、なお審査に時間を要するため、現時点にて開示決定等を行うことはできなかつた旨連絡している。

その後、諮問庁は、平成 13 年 10 月 1 日付け行政文書開示決定等通知書の「行政文書の名称等」欄に文書①から文書③までの文書名を記載し、それらを保有していないことを理由とする不開示決定（略）を行った。

（略）諮問庁は、本件開示請求に係る昭和 21 年及び同 22 年当時、GHQ との連絡業務を行っていた部署は、外務省の外局である終戦連絡事務局であり、その廃止後、当該業務は総理庁、さらには外務省連絡局等へと移管されたとし、当時作成又は取得した文書は、現在、いわゆる記録文書という形で外務省大臣官房文書課において保存措置が取られていることから、関連する膨大なファイルを検索し、入念な調査を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかつたと説明する。また REFE（財団法人放射線影響研究所）に問い合わせ等を行ったが、REFE から当時外務省が ABCC 設立に関与したことをうかがわせるような資料等はなかつたとの回答を得たと説明する。

（略）以上のようなことを踏まえると、ABCC の設立の状況について不明な点はあるも

の、その設立に当時外務省は関与していなかったという諮問庁の説明を覆す事情も認められないことから、上記のような入念な調査等を行った結果、本件対象文書の存在を確認できなかったとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとは言えない。(略)

異議申立人は、(略)「開示決定等の期限の延長等について(通知)」に法11条の規定による開示決定等の期限の延長の理由として「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」と記載し、本件対象文書が存在するかのような期待を持たせておきながら、不存在を理由として不開示とした諮問庁の対応は、法の解釈や運用を踏み外したものである旨主張する。

これに対し、諮問庁は、この記載は開示請求に係る行政文書の検索対象となるファイルが膨大であり、また、他にも多数の開示請求事案を抱えていたため、検索等に時間を要するという趣旨であった旨説明する。

確かに法11条の「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため」との規定の趣旨は、本件のように対象となる行政文書が膨大で、それらをすべて検索しなければ本件対象文書の存否が判明しないような場合を排除するものではないと解されるが、上記の通知の記載からは、そのような本件の事情が開示請求者に十分に伝わるとは認められず、今後適切な記載に改めることが望まれる。」

[審査会答申15-691・692「原爆障害調査委員会に関する文書(昭和21年分)の不開示決定に関する件」及び「原爆障害調査委員会に関する文書(昭和22年分)の不開示決定に関する件」]

9 理由付記に関する答申・判決の例

- ◆ 不開示とする根拠条文だけでは理由付記として不十分であり、その条文に該当することの根拠をも示さなければならないとした判決〔東京都条例関係〕

「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」

[最1小判平成4年12月10日「警視庁情報非開示決定処分取消請求事件」]

- ◆ 不開示とする該当条項が明記されていず、理由付記が不備であるとした答申

「就職先営利企業に関する情報については、不開示とされる部分が親会社の出資比率及び契約関係の内容等であることは、開示決定通知書中に明らかにされているものの、不開示の根拠となる規定については、法5条2号であることが述べられているに止まり、同号イ及びロに掲げる二種類の情報のうちいずれに該当することを理由とするものかについて触れられるところがないことから、本件一部開示決定は理由付記に不備がある違法なものと認められる。」

[審査会の結論：理由付記に不備がある違法なものであり、また、5条1号ただし書イ又は2号イに該当しない部分について開示すべき]

〔審査会答申 14-85「国家公務員法第 103 条関係審査状況等（林野庁分）の一部開示決定に関する件〕

◆ 個々の部分につき不開示とする該当条項が明記されていず、理由付記が不備であるとした答申

「不開示部分について、「その理由として、当該情報が法 5 条 1 号及び 5 号に該当することが該当条項とともに述べられているにすぎず、(略) どの不開示部分についての理由であるのか等について明確に述べるところがない。このような原処分における一部開示決定の理由の提示は、十分なものであるとは言い難く、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、不適切というほかはない。諮問庁においては、このような対応がこれまで繰り返されており、今後、理由の提示について、適切に対応することは喫緊の課題である。」

〔審査会の結論：5 条 1 号、2 号イ、3 号、6 号に該当し、不開示とすべき〕

〔審査会答申 15-507「外務省との面談における北方四島住民支援事業に関する特定衆議院議員の発言記録の一部開示決定に関する件〕

◆ 部分開示ができない理由を付記しないことは違法ではないとした答申

「異議申立人は、部分開示の理由の提示に違法性がある旨を主張するが、諮問庁は、法 5 条 3 号又は 1 号に該当するため本件対象文書の全体を不開示としているところであり、このような場合に、部分開示ができない理由を付記しなければならないものとは認められない。」

〔審査会答申 14-129「博覧会国際事務局総会前後の加盟国との交渉経過を記した文書の不開示決定に関する件〕